

総 合 教 育 会 議 日 程

1 日 時

令和3年11月11日（木） 午前10時

2 場 所

すみだリバーサイドホール（イベントホール）

3 日 程

協議・調整事項

- （１） 墨田区教育施策大綱に係る事業の進捗状況について
- （２） 墨田区教育施策大綱の改定素案について

墨田区教育施策大綱にかかる主な事業の進行管理表（令和２年度事業）

目指す子どもの将来像

- (1) 将来、社会で活躍し、地域に貢献できる自立した人
- ア 感性豊かでいろいろなことに興味・関心をもって学び、実践できる人
- イ 自己肯定感を育みながら、まわりの人の立場や気持ちを思いやることができる人
- ウ スポーツや遊びを通じて健やかな体を育むことができる人
- (2) 郷土に誇りをもち、異文化とも敬意をもって積極的に交流できる国際感覚のある人

施策の方向

- (1) 区立学校にかかる施策

① 学力の向上

1【学力向上「新すみだプラン」推進事業】	p 3
2【授業改善プラン推進事業】	p 3
3【「学習意欲の向上」に関する共同研究】	p 4
4【習熟度別指導】	p 4
5【教職員研修事業】	p 4
6【特色ある学校づくり等研究推進補助事業】	p 4
7【ＩＣＴを活用した教育】	p 5
8【幼保小中一貫教育推進事業（連携型）】	p 5
9【幼児教育の充実】	p 5
10【すみだチャレンジ教室】	p 6
11【学校図書館の充実】	p 6
12【学校と図書館の連携強化】	p 7
13【校務改善】	p 7
14【学校（園）における第三者評価の実施】	p 7

② グローバル化に対応した教育の推進

15【小学校英語の教科化への対応】	p 8
16【NT（ネイティブティーチャー）による効果的な授業の展開】	p 8
17【中学生海外派遣】	p 8

③ 特別支援教育の充実

18【特別支援教育推進事業】	p 9
19【特別支援教室の整備】	p 9

④ 体験学習を通じた教育の推進

20【リーダー育成事業】	p 9
--------------	-----

⑤ いじめの防止

21【人権教育の推進】	p10
22【道徳の教科化への対応】	p10
23【いじめの問題への対応】	p10
24【SNS等の適切な使い方の啓発】	p11

⑥ 学校不適應の解消

25【不登校問題への対応】	p11
26【帰国・外国人児童・生徒への対応】	p11
27【教育相談推進事業】	p12
28【スクールサポートセンター】	p12

⑦ 体力の向上

29【体力向上推進事業】	p12
30【食育推進事業】	p12

(2) 家庭・地域にかかる施策

① 家庭・地域の教育力の向上

31【家庭と地域の教育力充実事業】	p13
32【小学校すたーとブック・中学校入学準備冊子の発行】	p13
33【PTA活動支援事業】	p14

② 学校と地域との協働

34【すみだスクールサポートティーチャー活用事業】	p14
35【学校支援ネットワーク事業】	p14
36【防災教育の推進】	p14
37【学校運営連絡協議会運営事業】	p14

③ 郷土の文化・歴史に関する教育の推進

38【すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館等を活用した教育】	p15
39【図書館による郷土の歴史・文化についての情報発信】	p15
40【文化財の調査・普及】	p16

(3) 教育の今日的課題

① 子どもの貧困対策の検討・実施

41【墨田区子どもの未来応援取組方針の策定】	p17
------------------------	-----

② 「放課後子ども総合プラン」の推進

42【放課後子ども教室】	p17
43【学童クラブ】	p17

③ 「子ども・子育て支援新制度」の推進

44【「子ども・子育て支援新制度」の推進】	p17
-----------------------	-----

④ オリンピック・パラリンピック教育の推進

45【オリンピック・パラリンピックに向けた取組】	p17
--------------------------	-----

⑤ 教育施設の整備

46【総合教育センターの整備】	p18
47【学校施設維持管理事業】	p18
48【学校施設への環境配慮型設備等の導入】	p18
49【学校ICT化推進事業】	p18

(1) 区立学校にかかる施策

① 学力の向上

「令和2年度の事業の実施状況」
 新たな取組：◆、前年から継続している取組：●

	令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
1	学力向上「新すみだプラン」推進事業 (1) ●区学習状況調査の実施 ①実施日：7月28日(火) ②対象者：区立全小・中学校 小学校2年生～中学校3年生 ③教 科：国、算(小2・3) 国、社、算(数)、理(小4～中1) 国、社、数、理、英(中2・3) ●学習内容の定着を図るための「ふりかえりシート」の効果的な活用について、授業と家庭学習を関連させた活用の仕方を各学校に周知 ●学校訪問を行い、授業での活用状況や家庭学習での取組について、聞き取りや指導の実施	成果 ■小・中学校ともに全国平均以上の観点の数が増加し、学力は上昇傾向にある。 ■学力向上新3か年計画の短期目標2及び3については、多くの観点及び教科が達成している。 ①全国平均正答率以上の観点数(※) 小学校(69観点のうち) 49→60→67 中学校(59観点のうち) 25→23→35 ②学力向上新3か年計画の短期目標の達成状況(※) ア)D・E層(学力低位層)の割合に関する目標達成数(教科別) 小学校(16教科のうち) 7→7→11 中学校(14教科のうち) 2→3→6 イ)「読む能力」「書く能力」「言語についての知識・理解・技能」が全国平均正答率以上の観点 小学校(15観点のうち) 11→14→15 中学校(9観点のうち) 4→7→5 ウ)「思考力・判断力・表現力」が全国平均正答率以上の観点 小学校(16観点のうち) 13→15→16 中学校(14観点のうち) 9→6→7 ※数値は、30年度→元年度→2年度	すみだ教育研究所 ■学習支援サイトを活用し、平均正答率の低い学習内容について区学習状況調査等の学習支援動画を作成・配信する。特に、理科に関しては、観察・実験などのポイント動画を作成し、動画を取り入れた授業展開を示すなど、活用の仕方を教育委員会が一丸となって指導していく。 ■理科・社会における「ふりかえりシート」の効果的な活用について、授業と家庭学習を関連させた活用の仕方を各学校に周知していく。 ■各学校が、児童・生徒に対して、宿題の目的、家庭学習の仕方を具体的に伝えるよう、指導・助言を行う。 ■教育研究所ニュースを毎月発行し、教員の授業支援を行う。
2	授業改善プラン推進事業 (1) ●区立全小・中学校で、墨田区学習状況調査を活用したPDCAサイクルを実施 ①学力向上を図るための全体計画(学校)及び学力向上プラン(各教員)の作成(10～11月) ②計画に基づいた取組の実施(11月～) ③区学力調査結果による取組の効果検証 (7月に調査を実施し、9月下旬に結果返却) ④前年度の計画の見直し(9～10月)	成果 ■学力向上プランに、数値目標(D・E層の人数と減少人数)を設定し、教員の学力向上意識を高め、授業力向上につなげた。 ■年2回「学習ふりかえり期間」を設定し、全小・中学校が学校ICTにデータベース化した「ふりかえりシート」等を活用するなど、組織的に取り組んだことにより、基礎・基本の定着が図れた。 ■「ふりかえりシート」の活用については、学習の流れを周知し、授業と家庭学習との関連を図りながら進めた。 ■学習することの大切さについて各学校の教室に掲示して、児童・生徒に具体的に伝えることができた。 ■小学校では新学習指導要領の全面実施にあたり、各校が全体計画をとおして、その取組を推進した。	すみだ教育研究所 ■学力調査の結果をもとに、各校に学力向上全体計画を作成させるとともに、学力向上ヒアリングで組織的、計画的に取り組むよう指導していく。また、ヒアリングでは平均正答率や目標値だけでなく、各学校のD・E層の割合を取組指標とし、組織的な取組を推進していく。 ■児童・生徒に興味関心をもたせるため、学習動画や学習支援ソフトなどの学校ICTを活用するなど、タブレット端末を活用して、個々の児童・生徒に応じた学習に取り組めるようにする。

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
3		「学習意欲の向上」に関する共同研究		すみだ教育研究所
	(1)	●小学校と中学校から、各1校を実践校として指定し、各校で学習意欲の向上に向けた取組を実施	■実践校において、学習意欲向上に関する取組を実施し、i-checkや校内独自のアンケート等のデータ分析を行った結果、「自ら学ぶ意欲をもって授業に取り組んでいる」「授業には意欲(やる気)をもって取り組んでいる」等の要素に数値の向上を確認することができた。	■各校の学力調査の結果及び課題について指導室と情報共有し、連携していく。 ■実践校では、解説書を基に学習意欲の向上につなげるよう改善を図っていく。
4		習熟度別指導		指導室
	(1)	●小学校では、学級担任に加え、算数少人数の教員による算数の習熟度別指導を実施 ●中学校では、教科担任に加えた教員による英語の習熟度別指導や少人数指導、数学の習熟度別指導を実施 ※児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じた指導、下位層については、個別指導の視点も含めて効果的な指導を実施	■東京都が策定した「習熟度別指導ガイドライン」等に基づき、実施することができた。 ■習熟に応じた授業を展開することで、児童・生徒の学習状況に応じた指導が可能になり、つまずきに個別に対応した。 ■学力上位層については、発展的な学習を行うことが可能となり、双方とも意欲の向上がみられた。 ■教員同士が、本時のねらいや進捗状況等を確認する機会を設け、それについてクラス間で差がつかないように配慮することができた。	■東京都が策定した「習熟度別指導ガイドライン」等に基づいた、指導を徹底していく。 ■各層の児童生徒の学習状況に応じたきめ細かい指導、特に個別指導を重点的に実施していく。 ■サポート訪問や校内研修等の機会に、習熟度別指導の効果的な進め方について指導・助言していく。 ■タブレット端末を活用した、より個別に応じた効果的な指導の在り方について指導・助言をしていく。
5		教職員研修事業		指導室
	(1)	●職層、年次、分掌、課題等に応じた研修会を実施 129回(4月から3月まで 庶務課主催の研修会を含む) ◆新型コロナウイルス感染症対応として一部書面開催を実施 ●学習指導要領の改訂やGIGAスクール構想の推進について、職層に応じて研修を実施 ●初任者研修の実施 ●研究授業や学校訪問での指導の際には、経験年数に応じた指導を実施 ●サポート訪問等、授業参観後には指導主事が教員に対して授業の良かった点や今後期待する内容等についての指導助言 ◆臨時休業時・休業明け等機会を捉え、学校生活の充実を図ることを伝えるメッセージの発信	■初任者研修では、区内巡りを4月2日に実施し、墨田区への理解を深めた。 ■教務主任会において、「GIGAスクール構想の推進」をテーマに講義・演習を実施するなど、職層に応じた内容の研修を実施することができた。 ■研修会の満足度は9割以上。(研修後のアンケート調査による) ■臨時休業時や休業明け、学力の向上など、児童・生徒や教員の頑張りを認めたメッセージを教育委員会から発信した。	■合同で開催する研修会の設定、研修会の精選、回数の減少等内容を改善していく。 ■令和3年度は、162回の研修実施を予定(庶務課主催の研修会を含む) ■校長会、副校長会等を活用して、研修会で学んだ内容を校内で共有するよう周知徹底する。 ■サポート訪問等を活用して、新しい学習指導要領の内容に基づいた授業力の向上に向けた指導助言をしていく。 ■引き続き、教育委員会から機会を捉えて、児童生徒、教員が学校生活の充実が図れるようなメッセージを発信していく。
6		特色ある学校づくり等研究推進補助事業		指導室
	(1)	●特色ある学校づくり推進校 幼稚園1園、小学校4校、中学校3校 1月22日に研究成果発表会及び誌上発表を実施 ●研究協力校 ①1年次:幼稚園1園、小学校3校、中学校1校 誌上にて、成果を発表 ②2年次:幼稚園1園、小学校3校、中学校1校 各園・校が紙上の研究発表会を実施(11月から12月) ●墨田区教育研究奨励事業推進報告書を発行 250部	■特色ある学校づくり推進校及び研究協力校の研究では、新学習指導要領や都や区の施策・課題に対応した研究主題を基に、知見を深めることができた。 ■特色ある学校づくり推進校の成果発表会では、新しい生活様式に基づいて、校種を越えた幅広い研究成果を確認できるよう、リモートによる発表の場を工夫し、成果を還元できた。	■定期的な学校訪問による研究の進捗状況の把握及び指導助言を行っていく。

	令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
7	ICTを活用した教育		庶務課・指導室・すみだ教育研究所
	(1) ◆休校対策として各校で学習動画を作成し、児童・生徒へのオンライン配信の実施 ◆国のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒にタブレット端末を配布、市内の推進体制として推進本部会議を設置、校内の推進体制としてGIGAスクール推進委員会を設置	■年度内にすべての学校で、端末を用いた学活や授業などの活用を行った。 ■準備のできた学校から、タブレット端末の自宅への持ち帰りを実施した。	■各学校に対し、タブレット端末を活用した授業についての指導助言をしていく。 ■各学校での家庭学習等の充実に向けた動画等の作成、配信に関する指導助言をしていく。 ■研修や学校支援員の活用により、端末活用の底上げを図る。
	(2) ●学校訪問の際の、指導主事による教員用タブレット端末の活用状況についての授業観察及び指導・助言 ●令和3年1月に配付した児童・生徒用タブレット端末を授業をはじめとした教育活動全体で活用を図るための、資料配布及び校内研修用プレゼンテーション資料の作成及び校内各研修の実施 ●児童・生徒用タブレット端末を活用した授業改善ロードマップの作成、配布	■GIGAスクール構想に基づく、児童・生徒用タブレット端末の活用について、各学校に指導・助言を行うとともに、校内研修用プレゼンテーション資料や動画等を作成し、その趣旨と活用事例について周知することができた。 ■教員用タブレット端末、児童・生徒用タブレット端末を授業の中で活用することで、児童・生徒の学習内容の理解、定着につながった。	■各学校に対し、タブレット端末を活用した授業についての指導・助言を引き続き行う。 ■ジグソー学習の手法を用いた授業をどの教員も行えるよう、研修等を実施するとともに、学校訪問の際に指導・助言する。 ■各学校や教員の実践事例等の情報を共有ができる教員用ポータルサイトを開設し、周知・活用を図る。 ■情報経営イノベーション専門職大学と連携を図り、研修やワークショップなどを開催し、最新の取組や情報について周知する。
	(3) ◆学校休業中に家庭での学習に資するコンテンツ集「レッツスタディ！@home」を区公式Webサイトに掲載 ①学習用コンテンツの紹介 ②東京ベアシックドリルの掲載 ③主に区学習状況調査で課題とされた内容の動画配信等	■配信本数 76本 視聴回数 約5,036回(令和3年3月現在) 学校休業中だけではなく、学校再開後においても動画等を活用し、授業改善に役立てることができた。	■ソフトウェア等の活用を通じて、ICTを活用した家庭学習の充実を進めていく。
8	幼保小中一貫教育推進事業(連携型)		すみだ教育研究所
	(1) ●「墨田区幼保小中一貫教育推進計画(平成30年度～令和4年度)」に基づき、全てのブロックで「学習指導」「生活指導」「就学・進学期を意識した取組」を実施 ●幼保小中一貫教育連絡協議会の開催(新型コロナウイルス感染症対策として、第1回協議会は中止し、第2回協議会はブロックごとに開催) ●「幼保小中一貫教育フォーラム」をオンラインで開催 令和3年1月26日(火)実施、参加者:85名 ●幼児対象の英語活動体験を全ブロックで実施 園児同士の接触を避けるため、他園との交流実施はなし 参加園:20園、参加園児:393名	■コロナ禍においても、感染対策に配慮し、全ブロックが共通の取組を展開することができた。 ■ブロック内の園、学校で指導方法等に関する協議が行われ、教員等同士の交流を図ることができた。 ■全ブロックで幼児対象の英語活動体験を実施し、幼児の英語への興味につながる活動を行うことができた。	■幼稚園、保育園等の幼児の英語への興味につながるような活動を各ブロックで1回程度行うように支援拡充を図る。 ■これまでの取組を生かし、さらに各校種間の連携を推進していく。
9	幼児教育の充実		学務課・指導室
	(1) ●幼児教育無償化に伴い、入園料も廃止	■令和元年10月1日に条例及び規則を改正し、区立幼稚園の保育料の無償化及び入園料を廃止したことにより、保護者の経済的負担を軽減することができた。	■幼児教育無償化後の区民ニーズを的確に把握し、区の幼児教育を更に充実させていく。
	(2) ●幼稚園教育研修会において、これからの幼稚園教育のあり方や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、講師を招聘した講義、演習の実施 ●各園で、身体活動を取り入れた英語教育の実施 ●絵本やカード、CD等の教材を活用した取組の実施	■英語体験活動を外国人講師等を招聘して行うことで、指導の充実を図ることができた。	■幼児教育の充実につながる研修会を実施する。 ■「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の10項目」に関する保育について、サポート訪問や研究奨励に係る保育参観で指導助言していく。
	(3) ●区立幼稚園のあり方について検討し、区議会等へ報告	■園児が減少傾向の中で区立幼稚園のより良い環境を確保していくために、令和5年度末をもって墨田区立曳舟幼稚園を廃止すること、及び私立幼稚園の経営に直接影響を与えるおそれがあること等から、当面、「3歳児保育」及び「預かり保育」を実施しない旨等を区議会に報告するとともに、曳舟幼稚園の保護者に説明した。	■曳舟幼稚園の関係団体等に丁寧に説明していくとともに、新入園児の募集等の際、曳舟幼稚園が令和5年度末に廃止される旨周知を徹底していく。

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組																								
10		すみだチャレンジ教室		すみだ教育研究所																								
	(1)	●夏休みチャレンジ教室 全5日間の日程で、区役所内の会議室において、数学・英語の個別指導を実施(参加者:中学校1～2年生39名)	■37名の参加生徒を対象に、事前テスト及び事後テストを実施した結果、73%の生徒に、学習状況の改善が図られた。	■長期的な学習習慣の確立を図るため、夏休みチャレンジ教室は廃止し、放課後チャレンジ教室の実施校を増やす。																								
	(2)	●放課後チャレンジ教室 教育委員会が指定した学校において、全9回の日程で小学校は算数、中学校は数学・英語の個別指導を実施(参加者:各校12名) ・秋期(10月～12月) 小学校1校、中学校2校 ・冬期(1月～3月) 小学校3校 ●各校で受講後の学習状況を把握し、SST(すみだスクールサポートティーチャー)を活用した、放課後学習などによるフォローアップの実施	■6校72名の参加児童・生徒を対象に、事前テスト及び事後テストを実施した結果、89%の児童・生徒に、学習状況の改善が図られた。	■事前に実施校、事業者の間で打合せを行い、学校のニーズに合った方法でチャレンジ教室を実施する。 ■参加児童・生徒個々の学習の成果や今後の課題について学校と連携を図り、学級担任から児童・生徒へ継続して声掛け等を行うことにより、長期的な学習習慣の確立を図る。 ■各校で受講後の児童・生徒個々の学力の伸びを把握するとともに、SST(すみだスクールサポートティーチャー)を活用した放課後学習などでフォローアップを行っていく。																								
11		学校図書館の充実		指導室・ひきふね図書館																								
	(1)	●図書館を使った調べる学習コンクールの実施 ①区内全小・中学校が参加 ②調べる学習コンクールの個別相談会(区立図書館3館) ●学校図書館の活用 ①授業での活用 ②読書旬(週)間時のイベント開催 ③本の展示方法改善、掲示物の充実等、環境整備の推進 ④学校図書館担当教諭研修会の実施 ●小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館の活用推進 小学校週2日:9校、週3日:16校 中学校週2日:10校 (小・中学校ともに1日5時間) ●学校図書館蔵書数の充実 ●学校司書アンケートの実施 ※学校司書意見交換会の代替として実施 ●学校図書館読み聞かせボランティア向けリーフレットの作成 ※学校図書館読み聞かせボランティア養成講座の代替事業として実施 ●学校間で情報を共有できるよう、共通フォルダを学校図書館設置端末内に整備 ●寄贈本の受入基準についての検討	■調べる学習コンクールの令和2年度における参加者は3,278名(令和元年度は4,981名)、参加出品数は3,278点(平成30年度は4981点)である。その内の2%である66点を全国コンクールに出品し、優秀な成績を収めた。 ■66作品の内訳は、優秀賞13名(令和元年度16名)、奨励賞17名(令和元年度27名)、佳作36名(令和元年度57名)である。 ■学校司書が、学校図書館の書架整理や選書等に関する助言を行い、児童・生徒が利用しやすい環境整備を行った。 ■学校図書館における児童・生徒の一人当たりの年間貸出冊数 <table><tr><td></td><td>小学校</td><td>中学校</td></tr><tr><td>30年度</td><td>36.7冊</td><td>2.3冊</td></tr><tr><td>元年度</td><td>39.1冊</td><td>2.7冊</td></tr><tr><td>2年度</td><td>45.2冊</td><td>2.8冊</td></tr></table> ■学校司書意見交換会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施せず、代替として各司書に対して学校図書館に関するアンケートを実施し、各司書に結果をフィードバックした。 ■学校図書館における蔵書資料数 <table><tr><td></td><td>小学校</td><td>中学校</td></tr><tr><td>30年度</td><td>262,709冊</td><td>104,821冊</td></tr><tr><td>元年度</td><td>265,079冊</td><td>111,382冊</td></tr><tr><td>2年度</td><td>265,114冊</td><td>116,566冊</td></tr></table>		小学校	中学校	30年度	36.7冊	2.3冊	元年度	39.1冊	2.7冊	2年度	45.2冊	2.8冊		小学校	中学校	30年度	262,709冊	104,821冊	元年度	265,079冊	111,382冊	2年度	265,114冊	116,566冊	■図書館を使った調べる学習コンクールの実施 ■調べる学習コンクールの個別相談会(一部オンライン)の実施 ■中学校の出展数を増やすため、研修会等で周知を図る。 ■掲示物や図書コーナーなど、各校の実践例に関しては、共有フォルダ等で画像データが共有できるようにする。 ■授業における学校図書館の効果的な活用や、区立図書館とも連携した取組についての研修会の実施 ■児童・生徒が図書館の資料から情報を得て、分かったことを説明したり、考えたりしたことを報告する活動についての研修会の実施 ■学校司書を学校図書館に派遣し、専門性を生かした支援や学校図書館の適切な利用方法について、周知・徹底していく。 ■寄贈本の受入基準等について、引き続き検討していく。 ■放課後の学校図書館利用について周知していく。 ■学校図書館読み聞かせボランティア向けリーフレットの配布
	小学校	中学校																										
30年度	36.7冊	2.3冊																										
元年度	39.1冊	2.7冊																										
2年度	45.2冊	2.8冊																										
	小学校	中学校																										
30年度	262,709冊	104,821冊																										
元年度	265,079冊	111,382冊																										
2年度	265,114冊	116,566冊																										

	令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組																																																		
12	学校と図書館の連携強化 (1) ●学校図書館担当教諭研修会を4月と10月の2回、図書館の理解と連携をテーマに実施 ●図書館からの団体貸し出しを小・中学校全校で実施 ●小学校向けの団体貸出セット(学級文庫用 1セット50冊)を75セットから99セットに増加 ●中学校向けに教科支援を目的とした資料を、団体貸出資料として設置(令和2年度はSDGsに関する資料を購入・設置) ●学校図書館読み聞かせボランティア向けリーフレットの作成 ※学校図書館読み聞かせボランティア養成講座の代替事業として実施 ●図書館職員出張授業(小学校2年生生活科、2校、計6クラス) ※図書館見学の代替事業として実施 ●ブックリスト配布(「ほんはともだち」、「なつやすみほんはともだち」、「としょかんへいこう」) ●中学生高校生のための「POPコンテスト」の入賞作品等を各図書室に掲示(応募数 982点) ●区内在住、在学の中高生を対象にした「ひきふね図書館おもてなし課」のメンバーを募集(活動:年1回 人数:5人) ●ティーンズ情報誌「10代のための本棚」配布 (中学生全学年に年4回発行) ●中学校図書館での学校連携予約・貸出(5校97冊) ●学校司書アンケートの実施 ※学校司書意見交換会の代替として実施 ●中学生の自主製本作品の展示 【実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした事業】 ●出張おはなし会 ●職場体験学習 ●子ども図書館員チャレンジ講座 ●調べる学習個別相談会	■図書館からの団体貸し出しを行うことで、読書活動や調べ学習の推進につながった。 ■学校図書館における児童・生徒の一人当たりの年間貸出冊数 <table><tr><td></td><td>小学校</td><td>中学校</td></tr><tr><td>30年度</td><td>36.7冊</td><td>2.3冊</td></tr><tr><td>元年度</td><td>39.1冊</td><td>2.7冊</td></tr><tr><td>2年度</td><td>45.2冊</td><td>2.8冊</td></tr></table> ■0歳から15歳における図書館・図書室の利用者数 <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">登録者数</td><td colspan="2">登録者数</td></tr><tr><td>人数</td><td>前年度比</td><td>人数</td><td>前年度比</td></tr><tr><td>30年度</td><td>14,192人</td><td>－</td><td>74,737人</td><td>－</td></tr><tr><td>元年度</td><td>14,254人</td><td>100.4%</td><td>72,382人</td><td>96.8%</td></tr><tr><td>2年度</td><td>13,626人</td><td>95.6%</td><td>63,695人</td><td>88.0%</td></tr></table> ■0歳から15歳における図書館・図書室の貸出図書 <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">貸出図書</td></tr><tr><td>冊数</td><td>前年度比</td></tr><tr><td>30年度</td><td>247,107冊</td><td>－</td></tr><tr><td>元年度</td><td>241,756冊</td><td>97.8%</td></tr><tr><td>2年度</td><td>208,936冊</td><td>86.4%</td></tr></table>		小学校	中学校	30年度	36.7冊	2.3冊	元年度	39.1冊	2.7冊	2年度	45.2冊	2.8冊		登録者数		登録者数		人数	前年度比	人数	前年度比	30年度	14,192人	－	74,737人	－	元年度	14,254人	100.4%	72,382人	96.8%	2年度	13,626人	95.6%	63,695人	88.0%		貸出図書		冊数	前年度比	30年度	247,107冊	－	元年度	241,756冊	97.8%	2年度	208,936冊	86.4%	指導室・ひきふね図書館 ■区立図書館から学校司書の配置等の運営支援を行い、児童・生徒への読書活動の推進や教科学習の支援に努める。 [小学校]委託業者スタッフによる支援 週3日(5時間/1日) 令和3年度から全校週3日支援とする。 [中学校]ひきふね図書館員による支援 週2日(5時間/1日) ■児童の図書館見学や職場体験の受入れ、職員による出張授業を行い、図書館への理解を高める。 ■ブックリスト等を配布し、図書館の利用促進につなげる。 ■図書館から学校への「団体貸出」を行い、子どもたちが多くの図書に接する機会を増やす。 ■学校図書館の授業での活用を促進するため、参考図書リストの提供や、レファレンスを充実させる。 ■ボランティアの育成 区立図書館において、学校図書館読み聞かせボランティア講座等を実施し、その育成に努める。 ■調べる学習における学校・地域との連携強化 学校・図書館の共同授業、地域にある施設との共同企画等を通じて子どもたちの知的関心を高める。
	小学校	中学校																																																			
30年度	36.7冊	2.3冊																																																			
元年度	39.1冊	2.7冊																																																			
2年度	45.2冊	2.8冊																																																			
	登録者数		登録者数																																																		
	人数	前年度比	人数	前年度比																																																	
30年度	14,192人	－	74,737人	－																																																	
元年度	14,254人	100.4%	72,382人	96.8%																																																	
2年度	13,626人	95.6%	63,695人	88.0%																																																	
	貸出図書																																																				
	冊数	前年度比																																																			
30年度	247,107冊	－																																																			
元年度	241,756冊	97.8%																																																			
2年度	208,936冊	86.4%																																																			
13	校務改善		庶務課																																																		
	(1) ●校務支援システムを活用した校務の情報化の推進 ●新たな機能を盛り込んだ新校務支援システムへの更新 ◆時数・週案機能の改善 ◆新システムの導入にあたっての、不具合等の改善	■教員同士の情報共有が可能になったほか、児童生徒のデータを保健・成績等多くの場面で活用できるようになり、効率化を図ることができた。 ■新校務システムの導入により、新たに学力調査との連携による指導強化、児童・生徒の心理面での中視化によるきめ細かなサポートが可能となった。	■新校務支援システムの順調な運用のため、適宜カスタマイズ等を行う。																																																		
14	学校(園)における第三者評価の実施		指導室																																																		
	(1) ●幼稚園1園、小学校7校、中学校2校に対する第三者評価の実施	■対象校の自己評価結果や学校経営計画の中間評価、授業視察、ヒアリング等を通して総合的に評価を行った。評価結果は、次年度の学校運営の改善に生かせるよう1月下旬に通知した。評価に関する校長所見を作成することにより、評価を受けての改善策が明確になり、学校経営に生かすことができた。 (対象の10校園全校実施)	■令和3年度は、幼稚園2園、小学校6校、中学校3校で第三者評価を実施する。 ■1月上旬に評価結果を各学校に通知する。各評価結果を受けて次年度の学校運営、教育課程に反映し、改善を図っていくよう助言する。また、職員会議等で教職員に周知し共通理解を図るようにして学校全体で改善に向けての意識を高めていけるよう指導する。																																																		

② グローバル化に対応した教育の推進

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
15		小学校英語の教科化への対応		指導室
	(1)	●外国語教育研修会の実施 年4回(8・9・11・1月) ●区立小学校の授業参観を通じた授業力向上のための研修を実施(2回) ●研修会で、英語教育における小中接続についての講義を実施 ●各校の外国語教育担当教員が、研修で学んだことを生かした、校内研修での共有化 ●幼保小中一貫教育の連絡会やフォーラム等での連携 ◆学力テストに対応したリスニング動画の作成及び配信	■中学校長(元英語科教員)によるオンデマンドの研修を通して、小学校教員における中学校への円滑な接続についての意識が高められた。 ■外国語担当教員への年間を通じたミニ研修を依頼し、全教職員への外国語活動、外国語科の学校全体で今後の進め方について、共通理解を図ることができた。 ■教科化の取組について、幼保小中一貫教育ブロック別連絡会やフォーラム等で連携を図ることができた。	■学校訪問時に、指導主事による児童の発達の段階に応じた「読む」、「話す」、「聞く」、「書く」の定着のための指導助言を行っている。 ■教員の発話技能を補うものとして、音声教材や国のインターネット配信による動画等の紹介及び活用を推奨していく。 ■外国語活動研修で、中学校との連携についての内容を取り入れたり、「Tokyo Global Gateway」(体験型英語学習施設)等の施設での体験的な研修を計画していく。
16		NT(ネイティブティーチャー)による効果的な授業の展開		指導室
	(1)	●小学校中学年のNTの年間配置時間数を20時間に設定 ●小学校高学年へのNT配置を37時間実施 ●東京都教育委員会が補助連携して民間が運営する、オールイングリッシュの「Tokyo Global Gateway」(体験型英語学習施設)の事前学習において、NTと中学生が課題を解決する場の設定 ◆学力テストに対応した動画作成への協力依頼	■デジタル教科書とNTとの活用を通して、児童・生徒が英語に触れる機会が増えたり、「書く」活動についても、NTを活用して添削を行ったりする学習展開を取り入れることができた。	■学級担任が指導の中心となりながら、NTを活用した「話す」「聞く」の学習と「読む」「書く」の学習を効果的に組み合わせた、全観点での学力向上を推進していく。 ■「Tokyo Global Gateway」の事前学習において、NTと中学生が課題を解決する場を設定していく。 ■全中学校2年生を対象に、「Tokyo Global Gateway」体験を実施する。
17		中学生海外派遣		指導室
	(1)	◆新型コロナウイルス感染症対策のため、実施場所を海外から国内に変更 ●事前研修5回実施(国内英語体験学習に向けた英会話練習や現地スタッフに墨田区の伝統・文化を伝えるプレゼンテーション) ◆国内英語学習体験(8月12日から8月16日まで) ●事後研修(発表動画作成に向けての準備) ●全中学校2年生を対象に、「Tokyo Global Gateway」(体験型英語学習施設)での体験学習の計画・実施 ◆動画配信による国内英語学習体験報告会の実施	■国内英語体験学習に参加し、積極的にNTとコミュニケーションをとる姿や、英語検定試験に合格するなど、生徒の英語に対する意識が向上した。	■今後も中学生の国際感覚を養うことを視野に計画的な中学生海外派遣を実施していく。 ■国内英語体験の成果を全校に発信できるようにする。 ■他課とも十分連携を図りながら、派遣後のボランティア活動への登録を推進していく。 ■全中学校2年生を対象に、「Tokyo Global Gateway」体験を実施していく。 ■国内英語体験学習の成果発表会をユートリヤで開催し、日本・墨田の文化について英語で発表するようにする。

③ 特別支援教育の充実

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
18		特別支援教育推進事業		学務課・指導室
	(1)	●精神科医による固定学級(知的障害)での療育相談を実施(設置校各校1回/年)臨時休校期間があったため希望校10校で実施	■医師が、教員からの相談等について、助言をすることで、個別の指導や保護者との対応などに生かしていくことができた。	■引き続き精神科医を派遣し、専門的観点から助言を受け指導に生かす。
	(2)	◆特別支援教育に関する研修会を新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催、資料提供等に変更して実施 ●特別支援教育に係る巡回相談の実施 5園30校で実施、年56回 ●特別支援教育検討委員会の開催 年3回(6・9・3月は新型コロナ対策のため)全て中止 ●特別支援教室ブロック別情報交換会の開催(12月) ◆特別支援教室拠点校長会の開催(7月)	■特別支援教育に関する資料を送付したり、令和2年度新規専門員に対する研修会を開催するなど、特別支援教育についての理解を深めた。 ■巡回相談での専門家による助言・指導を受け、特別支援を要する幼児・児童・生徒への対応について、理解を深めた。 ■中学校全てに特別支援教室が配置され、小・中の連携が容易になった。 ■ブロック別情報交換会、拠点校長会の開催を通して情報を共有し、特別支援教室の課題を明らかにして、次年度に向けた対応策を施すことができた。	■研修会後のアンケート等を活用し、学校現場のニーズに基づいた研修会を実施していく。 ■巡回相談について各校最低1回の実施を義務付け、全園・全校での具体的な指導を通じた教員の意識改善を行っていく。 ■小学校の特別支援教室9拠点の改編、中学校での特別支援教室開始に伴い、課題検討のための特別支援室拠点校校長会(年3回)を実施する。 ■校長対象の研修会を実施し、学校マネジメントの視点から特別支援教育の推進について理解を深める。
19		特別支援教室の整備		学務課
	(1)	●中学校全校に特別支援教室を設置し、区立小・中学校全校で巡回指導を開始	■全小・中学校で巡回指導が始まり、在籍校と巡回教員の連携が取りやすくなったことにより、在籍学級での必要な配慮の検討などが容易になった。 ■書類の作成方法などについてまとめた資料を全小・中学校に周知した。	■東京都が作成した「特別支援教室の運営ガイドライン」を活用し、入退室や指導に生かすとともに、特別支援教室の更なる充実を目指す。

④ 体験学習を通じた教育の推進

20		リーダー育成事業		地域教育支援課
	(1)	●サブ・リーダー講習会 中止 【計画】対象:小学校6年生、内容:区内講習会(2回)、時期:3月、申込者:13名 (前年度受講生:46名(夏季)、冬季は中止。) ●ジュニア・リーダー研修会 年間4回 ジュニア・リーダー研修生:77名 (前年度研修生:73名) ●子ども会活動やその他各種少年団体でのグループ活動へのジュニア・リーダー派遣:中止(前年度11件)	■新型コロナウイルス感染症の影響により内容を変更・縮小して実施したが、例年に比べサブ・リーダー講習会及びジュニア・リーダー研修会の申込者数が減少した。	■より効果的な内容に見直すとともに、PR方法や実施方法を工夫する。

⑤ いじめの防止

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
21		人権教育の推進		指導室
	(1)	●人権教育推進委員会の開催 年4回(6・8・11・1月) ※人権尊重教育推進校校長・研究推進担当・事務局で組織 ※5月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ●人権教育推進連絡協議会の開催 年3回(6・9・11月) ①人権課題「外国人」 書面開催 ②人権課題「女性」 参加42名 ③人権課題「同和問題」 参加42名 ●東京都教育委員会人権尊重教育推進校の指定 3校(八広小、梅若小、吾二中) ◆新型コロナウイルス感染症対策として、動画配信による合同実践報告会の実施(3月) ●人権教育実践事例集の発行 3月発行 300部 ●「路上生活者への偏見・差別を解消するための特別授業」を全学年で実施 ●「外国人幼児・児童・生徒に関わる指導について」のリーフレットの作成	■全学校(園)において、地域の状況や子供の実態に応じた人権教育を推進するため、人権教育推進委員会を中心に人権教育推進上の課題解決に向けた認識の共有化が図れた。 ■全学校(園)各1名の人権教育担当を中心に、人権課題に関わる講演や協議を行うとともに、講師による講演や現地視察など、様々な形で推進することで人権課題への理解が深まった。 ■人権教育に関する授業実践を行い、本区の人権教育の一層の推進に貢献した。人権尊重教育推進校3校の実践をまとめた事例集の発行及び動画を配信し、実践の普及に努めた。	■人権教育推進連絡協議会では、引き続き様々な人権課題について取り上げていくとともに、人権一般についての理解やフィールドワーク等の実施形態の工夫等、理解を深めていくための研修等を実施していく。 ■サポート訪問時に、教職員に対して人権教育に関する研修を実施していく。 ■1年次研修で、人権教育に関する研修を実施していく。 ■人権尊重教育推進校3校の取組事例を各学校(園)に広めるための、合同実践報告会を実施する。 ■「路上生活者への偏見・差別を解消するための特別授業」を全小・中学校で実施する。 ■人権教育推進連絡協議会でLGBTの研修を行い、正しい理解及び啓発に努める。
22		道徳の教科化への対応		指導室
	(1)	●授業、「評価」の具体的な事例等、実践的な内容についての教員研修の実施 ●1年次研修会で、道徳教育のあり方と道徳科についての研修を実施	■道徳教育を推進するにあたり、各校での課題や実践例を提出させ、それに基づいた講師資料を配布したことで、各校での取組を共有することができた。	■各校における道徳の授業の充実に向けた組織的な取組に関する研修を実施していく。 ■道徳授業地区公開講座を実施し、学校・保護者・地域と連携した道徳教育を推進していく。 ■タブレット端末等を活用した道徳の授業について、実施できるようモデルを示す。
23		いじめの問題への対応		指導室
	(1)	●小中学校による情報共有や専門家を講師に招聘するなど、いじめ対策担当者連絡会を開催(年3回) ●全小・中学校、児童・生徒対象のアンケート調査を年3回実施 ●いじめに関する授業を実施(年3回) 新型コロナウイルス感染症対策のため、いじめ防止授業地域公開講座は中止 ●4月に教職員に「いじめから子供たちを守るために」のリーフレットを配布し、各学校で指導 ●指導主事が学校訪問した際に、いじめの様子を聞き取り、状況を把握 ●スクールカウンセラーによる小学校第5学年と中学校第2学年への全員面接の実施 ●年度末に小学校第6学年担任から、中学校へ進学する児童の資料を作成し、引継ぎを実施 ●毎月10日を「すみだ いじめ防止の日」とし、学校が保護者や地域住民と連携した、いじめ未然防止への取組の実施 ◆SNSいじめ相談窓口「STOPit」の開設と、情報共有	■いじめの認知件数は小学校では76件、中学校は8件であった。軽微ないじめも認識し、対応できた。 ■いじめの重大事態発生は、0件である。 ■友達とのつながりや不登校に関わる状況等を含め、中学校進学後の学習指導や生活指導上に必要な情報を小中学校の教員の連携により、引き継ぐ機会を設けた。 ■SNSいじめ相談窓口等の利活用により、早期発見・早期対応を図った。	■墨田区いじめ防止基本方針、墨田区教育委員会いじめ防止プログラム、いじめ対応マニュアルの周知及び内容の理解を促進し、徹底していく。 ■いじめ対応のフローチャート、i-check等を活用した分析や個人指導、組織的な対応を行っていく。 ■研修会等で教師の対応力向上を図り、いじめの認知に関する考え方を周知徹底していく。 ■いじめアンケートを実施する。 ■各学校で、いじめ防止に関する授業を実施する。 ■スクールカウンセラーによる、小学校第5学年と中学校第2学年への全員面接を実施する。 ■スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と相談しながら、関係諸機関との連携を強化していく。 ■コロナ禍に係る児童生徒の状況について、報告書等で把握するとともに、いじめや不登校の状況について、学校訪問や連絡会等で十分な情報交換や指導・助言を行う。

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
24		SNS等の適切な使い方の啓発		指導室
	(1)	●「SNS学校ルール」、「SNS家庭ルール」の見直しを周知 ●情報モラル教育について、「SNS東京ノート」を活用し、道徳や特別活動の授業の中で実施 ●生活指導主任研修会、いじめ対策担当者連絡会等での、情報モラル教育に関する教員研修を実施	■「SNS東京ノート」を使用することで、情報モラル教育を各学校で推進することができた。 ■地域の警察署と連携し、セーフティ教室の一環として、SNSの利便性と危険性についての講演や出前授業を行うことで、児童生徒の情報モラルの意識を高めることができた。	■「SNS東京ノート」を活用した情報モラル教育を更に推進していく。 ■生活指導主任研修会、いじめ対策担当者連絡会等での、情報モラル教育に関する教員研修を実施する。 ■地域・家庭、近隣の高等学校等と連携した情報モラル教育を推進していく。
⑥ 学校不適應の解消				
25		不登校問題への対応		指導室
	(1)	●不登校の巡回支援員と指導主事で小・中学校を訪問し、状況の把握と早期対応への指導助言 ●校内スモールステップ学級(校内学習適応教室)での支援 ●不登校対策担当者連絡会を书面開催し、小中学校の担当で情報を共有(年1回) ●サポート学級、ステップ学級での学校復帰を目指した支援	■不登校の巡回支援員と指導主事が小・中学校を訪問し、指導・助言したことで、学校の組織的な対応が普及した。 ■不登校対策連絡会の開催により、不登校についての理解が深まった。 ■校内スモールステップ学級での支援によって、教室に入れない生徒の学習を保障し、段階的な教室復帰に向けた支援を行うことができた。	■年3回の不登校対策担当者連絡会で、1人1台端末の活用とスクールソーシャルワーカーなどの外部人材の活用について情報を共有する場を設定し、各校の取組を充実させる。また、小学校の情報が中学校に伝わるように、全ての連絡会で情報交換の時間を設定する。 ■年6回の生活指導主任連絡会で、具体的な不登校児童・生徒の情報について共有する場を設定する。 ■学校運営連絡協議会であいさつ運動や子どもの見守りなど、PTAや地域と連携した活動を学校に促していく。 ■不登校の巡回指導員と指導主事による小・中学校を訪問を継続し、ICTの活用と外部人材の活用についての各校の取組を把握し、適切に指導・助言していく。 ■毎月のいじめ不登校の個票提出によって、状況の把握及び早期対応につなげていく。 ■すみだスクールサポートセンターなどの関係機関と、引き続き連携していく。 ■他校への取組拡大に向けて、校内スモールステップ学級(校内学習適応教室)での成果と課題について情報収集する。 ■担任が問題を一人で抱えることのないように、校内委員会を中心に、不登校対策担当者やスクールカウンセラーなど、様々な立場から不登校に対応するよう、連絡会等で周知する。
26		帰国・外国人児童・生徒への対応		指導室
	(1)	●帰国・外国人児童を対象とした通訳派遣の実施 ●梅若小学校日本語通級指導教室や、すみだ国際学習センターでの日本語指導の実施 ●外国人児童・生徒等支援連絡会の実施	■83人の児童生徒に対して通訳を派遣した。 ■通訳派遣だけではなく、児童の日本語力の定着を図るためのシートを作成し、中学校への引き継ぎ資料の参考とすることができた。 ■日本語通級指導教室や、すみだ国際学習センターに通っている期間は、在籍校と連携を図り、児童・生徒の実態を連絡ノートで共有できた。すみだ国際学習センターの指導員が年間3回以上学校訪問したことにより、当該生徒の学習定着度や終室に向けた協議をすることができた。	■多様な言語に対応する通訳者獲得のため、ホームページ等での募集を行う。 ■外国人児童・生徒指導担当者研修会で「すみだ国際学習センターの手引き」を活用し、学級担任や担当者の役割を明確にしていく。 ■外国人児童・生徒等支援連絡会を実施する。 ■ICTを活用した日本語指導についての実践事例を共有していく。

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
27		教育相談推進事業		すみだ教育研究所
	(1)	●各小・中学校、子育て支援総合センター、各保健センター等の関係機関と連携を図りながら、児童・生徒等の教育上の悩みの解決に向けた相談業務を実施 ●登録件数：175件（前年度170件） 内訳：繰越登録件数111件 前年度登録件数64件 ●電話相談件数：112件（前年度98件）	■スクールカウンセラーや関係機関と連携を図りながら、解決等の相談の終結に一定程度結びつけることができた。 ■対面相談の一部を電話相談に切り替えることで、新型コロナウイルスの感染予防を図りながら、相談業務を継続して実施することができた。 ■終結件数：69件（前年度59件） ■終結率：39.4%（前年度34.7%） ■翌年度繰越件数：106件	■スクールカウンセラーや関係機関と連携を図りながら、より効率的・効果的に相談業務を実施し、悩みを抱える児童・生徒に対応していく。
28		スクールサポートセンター		指導室
	(1)	●スクールカウンセラーを全小・中学校に配置 (区費SC)小学校21校 中学校10校 年280時間 (都費SC)小学校25校 中学校10校 年35日 ●スクールソーシャルワーカー3名配置 ●不登校となっている児童・生徒の自立支援のための居場所としてサポート学級や、学習活動等の適応指導のためのステップ学級を設置し、当該児童・生徒への個別指導の実施 サポート学級入級者 33名 ステップ学級入級者 27名	■学校規模に応じてスクールカウンセラーを配置したことにより、児童・生徒及び保護者が気軽に相談室を訪れ、適時適切に相談活動を行うことができた。 ■スクールソーシャルワーカーが支援・対応した件数は305回。 ■学校や関係機関とのつながりが薄い児童・生徒に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問等を行い、関係機関につなげることができるなど、好転した事例が見られた。 ■サポート学級・ステップ学級の通級児童・生徒の学校復帰 サポート学級 12名 ステップ学級 22名	■スクールカウンセラー連絡会等による各学校の教育相談体制を充実させていく。 ■課題のある児童・生徒に対して、関係機関と連携したよりきめ細やかな対応をしていく。 ■スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携を強化していく。 ■適応支援・指導の機能を強化していく。 ■不登校対策支援員と指導主事による学校訪問時には、不登校の未然防止、初期対応、自立支援に向けた指導助言をしていく。 ■不登校対策連絡会において、スクールソーシャルワーカーなどの外部人材の活用について学校の対応計画を作成するとともに、情報共有の場を設定し、各校の取組を充実させていく。

⑦ 体力の向上

29		体力向上推進事業		指導室
	(1)	●小・中学校の全児童・生徒に体力テストを実施(区としての全体の体力の傾向の把握) ●目標値(令和2年度) (小5)男子56.2、女子56.3 (中2)男子41.6、女子48.7 ●結果(令和2年度) (小5)男子54.5、女子56.0 (中2)男子40.6、女子47.3 ◆新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた体育授業、外遊びの実施	■各学校において、体力テストの結果分析等を踏まえ、体力向上に向けた体育授業の充実、日常的に取り組める体力向上策の見直し、改善等を行った。 ■新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、運動量をできるだけ確保した体育授業、外遊びを各学校の実態に応じて実施し、体力向上を図った。	■体力向上プロジェクト検討委員会において、課題の体力を向上する運動遊び及び補強運動、タブレット端末を活用した運動の紹介等について検討していく。 ■体力テストの結果を基に、学校の体力の課題に応じた特色ある取組「一校一取組」に加えて、小学校においては「一学級一実践」の取組を継続的にを行い、その成果を11月に検証し、実態を把握していく。 ■体力アップキャンペーンを実施し、各学校での運動の取組の活性化につなげる。
30		食育推進事業		学務課
	(1)	●日本の伝統や文化、季節感、地域社会、地球環境及び異文化への理解を促進させるとともに、食事面からの体力向上及び作法の習得に向けた取組に対する支援を実施 ①食育推進交付金 小・中全校で実施 1人3食相当を交付 ②ふれあい給食 新型コロナウイルス感染症対策のため未実施 ●家庭でも食についての理解を深めてもらうために、学校給食で人気のメニューを実際に調理する「親子料理教室」を夏休みに2回開催予定だったが新型コロナ対策のため未実施 ●ふだん給食等で食べている食材の生産・加工の工場を見学し、食を大切にする心を育てるために「食育学習見学会」を夏休みに1回実施予定だったが新型コロナウイルス感染症対策のため未実施	■食文化や伝統について理解を深めてもらうことができた。 ■夏休みの行事は、新型コロナウイルス感染症対策のため未実施。	■事業展開により、食育の一層の推進を図る。 ■新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、食育に関する事業を推進していく。

(2) 家庭・地域にかかる施策

① 家庭・地域の教育力の向上

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
31		家庭と地域の教育力充実事業		地域教育支援課
	(1)	●保育園・幼稚園の保護者会・小学校PTA等が、家庭教育学級補助金交付を受け家庭教育学級を開催 家庭教育学級補助金交付:4団体・406人 【前年度】11団体・828人	■新型コロナウイルス感染症の影響により、件数は減少したが、家庭教育学級の開催により地域の自主的な子育て学習に寄与した。	■新規団体が積極的に申請できるよう、引き続き、区報・ホームページ等の媒体による周知及び保育園・幼稚園、小・中学校PTA等への周知を積極的に行い、申請団体の増加を図る。
	(2)	●幼稚園、保育園と連携した、園の保護者や地域の一般区民を対象とする、子どもの生活習慣改善や学習習慣の修得を目的とした講座は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止 【前年度】7回実施・参加者177名(幼稚園1園46名、保育園4園85名、認定こども園2園46名)	■新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。	■参加者を増やすため、保護者や地域のニーズに応えられるテーマの新設に向け、講師の充実を図り、生活力・学力向上に資する講座を展開するとともに、開催方法についても検討する必要がある。
	(3)	◆親子で協力する実験を行うなど、学校外での学びの場や親子交流の機会を提供するため、身の回りにある様々な科学をテーマに、親子参加型のワークショップをオンラインで開催 親子で楽しむSTEM教室(オンライン):2回実施 参加者66名(保護者33名、子ども33名) 【前年度】:3回実施 参加者118名(保護者59名、子ども59名)	■新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン(Zoom)により親子で楽しむSTEM教室を開催した。親子で創意工夫・意見交換することにより、子どもたちが自ら課題を見つけ、考え、学ぶ力をつけることの動機づけに寄与した。	■開催時期・時間・方法等を含め、親子で参加・受講しやすい講座内容の企画を充実していく。
	(4)	●子育てに関する情報等を掲載した「子育て通信」を季刊(3回(例年4回))で発行し、幼稚園、小学校1～3年の保護者へ配布、及び区ホームページ、「すみだ子育てアプリ」への掲載	■「すみだ子育てアプリ」に、子育て通信の掲載を追加したことにより、保護者等への情報提供ツールを拡充することができた。	■引き続き、家庭教育支援に関する情報を提供し、家庭教育の意識啓発を継続していく。
	(5)	●青少年育成委員、青少年委員及びPTAなど地域の指導者を中心に、地域における指導力・相談力向上と家庭教育の重要性等をテーマに講演会を開催 地域育成者講習会:1回実施 参加者数68名 「コロナ渦における地域育成者が知るべき留意点」 【前年度】1回実施、参加者数48名 「地域で子どもたちの育ちを支える!吾輩第二中地区青少年育成委員会の事例をヒントに語り合おう!!」	■青少年育成委員、青少年委員及びPTAなど地域の指導者を対象とした講演会を開催し、指導力や相談力の向上に寄与した。	■引き続き、青少年育成委員等の地域指導者と連携をし、講演会等を通じて地域の指導力・相談力の向上を図る。
32		小学校すたーとブック・中学校入学準備冊子の発行		すみだ教育研究所
	(1)	●対象者(区内の幼稚園・保育園等に通う5歳児とその保護者)及び学校に、家庭教育啓発の冊子(小学校すたーとブック)を配布	■「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」に合わせた内容で、入学期の園児・保護者が一緒に学べる内容とした。また、小学校での生活や、家庭での準備について、わかりやすく伝える教材として配布することができた。	■幼稚園や保育園等、小学校と連携しながら、家庭でのより一層の活用を図っていく。 ■「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」を5歳児の保護者により明確に伝えるために、別冊資料を作成し、本冊子と合わせて配布する。
	(2)	●対象者(区立小学校に通う6年生)及び学校に、進学準備冊子(中学校入学プレブック)を配布	■新生が中学校入学後に提出することで、新生は確実に問題に取り組むことができるとともに、中学校では新生がどのような目標をもっているかを理解することができた。	■中学校長等と連携し、本冊子の活用目的や内容の周知を図っていく。

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
33		PTA活動支援事業		地域教育支援課
	(1)	●連合PTAに対する補助金の交付、連合PTAが主催する研修大会等への支援 墨田区立小学校PTA協議会研修大会 「コロナ禍の教育の取り組みと、今後の考え方」 参加者:410名(前年度:300名) 墨田区立中学校PTA連合会研修大会 「コロナ禍における進路の準備と対策及び学校生活について」 参加者:800名(前年度:400名)	■補助金の交付や研修大会等への支援を行うことで、PTA活動を円滑にするとともに、その充実を図った。 ■新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインによる研修大会を実施した。	■連合PTAに対する活動支援を継続する。また、連合PTAと連携し、研修大会等の参加者増に向けた取組について検討する。 ■PTAの適正な運営に資するための勉強会の実施について検討する。
② 学校と地域との協働				
34		すみだスクールサポートティーチャー活用事業		すみだ教育研究所
	(1)	●すみだスクールサポートティーチャー(人材登録) ●学力向上支援サポーター(区立全小・中学校に配置) 授業中及び放課後学習等における学習支援 (活動者数163名 実績時間数17,952時間) ●学生ボランティア(活動実人員14名) 教員を目指す大学生を対象とした教育支援ボランティア	■すみだスクールサポートティーチャーを区立全小・中学校に派遣し、授業や放課後補習の支援を通して、学力の定着に課題のある児童・生徒の学力向上に寄与した。	■区報やホームページ等で積極的に呼びかけ周知することで、登録者を増やしていく。 ■大学と連携を図り、大学生の登録者を増やしていく。
35		学校支援ネットワーク事業		地域教育支援課
	(1)	●外部講師を活用した出前授業による学校支援活動の実施 ●学校ニーズを踏まえ、学習指導要領の重点事項に焦点を合わせた出前授業メニューの作成 ●積極的に地域の協力団体等を開拓し、より一層地域の特色を生かした魅力ある事業を実施 ●外部講師として、延べ481人(前年度1,044人)を、延べ150校(前年度312校)に派遣し、310回の授業を実施(前年度519回) ■新型コロナウイルス感染症対策により、4月から8月は事業を休止し、9月から再開した。	■環境、福祉、文化など様々な分野の専門家や地域のボランティアを外部講師として派遣し、多様な学びの体験をはじめ、キャリア教育支援による職業観の醸成など、教育内容の充実・向上に資した。	■子どもたちの教育活動等の充実のため、地域と学校の連携・協働体制の構築を推進する。区内小中学校のコミュニティ・スクールの導入に向けた検討を継続し、地域学校協働本部の整備を進めていく。
36		防災教育の推進		庶務課・指導室
	(1)	●東日本大震災等の教訓を踏まえた防災教育の実施 ●地域の防災組織等と連携した体験的な訓練の実施 ●生活指導主任連絡会において、風水害を想定した避難訓練等防災教育の計画見直し ●都市整備課が作成した、ハザードマップを活用した防災教育の実施 ●中学1年生を対象とした、普通救急救命講習の実施 ●「東京マイ・タイムライン」で水災害に関する備えについて考える機会や、生活指導主任連絡会で水災害の授業に関する研修の実施	■地域と連携した防災訓練を全中学校で実施した。 ■防災教育副読本「防災ノート」、「東京マイ・タイムライン」を活用した。 ■生活指導主任連絡会において、風水害を想定した避難訓練等防災教育の計画見直しを行った。	■学校防災計画の見直しを行う。 ■様々な場面を想定した避難訓練を計画・実施し、危険回避能力等の向上を図る。 ■区立全中学校において地域と連携した防災訓練の位置付け。 ■「東京マイ・タイムライン」で水災害に関する備えについて考える機会や、生活指導主任連絡会で水災害の授業に関する研修を設定する。 ■中学1年生を対象とした、普通救急救命講習を確実に実施する。 ■「防災の日」等を活用し、中学生に対して共助について理解を促すよう学校に周知する。 ■タブレット端末内の防災アプリを活用した防災教育のあり方について、調査研究を行う。
37		学校運営連絡協議会運営事業		指導室
	(1)	●全学校(園)で年間3回以上の実施(都型コミュニティ・スクールの要件に沿った内容で実施) ◆地域学校協働活動推進事業検討会議を2回開催し、コミュニティスクール導入に向けての課題整理	■学校の教育活動についての協議を行い、様々な意見を基に教育活動の改善を図ることができた。 (全幼稚園、小中学校で実施) ■学校関係者評価を行い、学校評価結果を公表している。 (全幼稚園、小中学校がホームページにて公表している。)	■コミュニティ・スクール導入に向けて、地域学校協働活動推進事業検討会議を開催する。地域と学校の連携・協働体制を推進していけるよう学校・地域からの意見を聞きながら、あり方や運営方法を検討していく。また、学校支援地域本部の役割や位置付けについても検討する。

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
38		すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館等を活用した教育		指導室・地域教育支援課
	(1)	●各小・中学校で、各教科と関連し、すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館を活用した教育活動を実施 ◆新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒の見学や体験学習について、従来の内容・方法を見直して実施	■葛飾北斎学習読本を小学校低学年用、高学年用、中学生用の3部構成で作成、各校へ配布し、授業で活用した。出前授業を行った小学校は3校(12%) ■すみだ郷土文化資料館が、児童・生徒の郷土への歴史・文化に対する理解を深めてもらうため、展示物(昔の生活道具の一部(鯉節削り器))の貸し出しによる教育普及事業(学校連携事業)を実施した。(小学校4校実施) ■すみだ郷土文化資料館が指導室発行の中学校用副読本「ふるさとすみだ」の編集に協力、各中学校に配付された。	■すみだ北斎美術館、すみだ郷土文化資料館と連携し、見学だけではなく、学校のニーズに合わせた学習方法を推進していく。 ■すみだ北斎美術館の活用方法について、同美術館と協議を重ねる。 ■すみだ郷土文化資料館では、社会科学見学に対応した展示を開催し、その中でオンラインや収録動画等ICT機器や電子媒体の活用を図るなど、コロナ禍における授業ニーズに対応した取組を行っていく。
39		図書館による郷土の歴史・文化についての情報発信		ひきふね図書館
	(1)	●イベントの実施 ①すみだ文化講座(0回) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施 ②子ども向けイベントの実施(3回) ・葛飾北斎に関するクイズの実施と関連資料の展示 ・郷土に関するクイズ募集及び資料の展示 ・「民話を語ろう 富嶽三十六景と民話」の上映(7回) (ボランティア団体「民話を語ろうかたらいの森」作成DVD) ●展示等の実施 ①郷土の歴史や文化をテーマとした特集展示(48回) (主な特集) ・東京オリンピック・パラリンピック関連展示(全館) ・半藤一利先生追悼特集(全館) ・すみだ郷土文化資料館展示「東京大空襲」に関する展示(ひきふね) ・すみだゆかり「忠臣蔵討ち入りの舞台吉良邸周辺を訪ねる」(緑) ・すみだゆかり「区民の愛唱歌“花”」(立花) ②郷土に関する文献資料や写真資料の展示(6回) (主な展示) ・興望館及び本所賀川記念館セツルメントの歴史(ひきふね) ・八広図書館開館40周年記念展示(八広) ③常設コーナーの設置・整備 (新設・拡充したコーナー) ・すみだゆかりの人物コーナーの拡充(全館) ・すみだゆかりの人物コーナーの新設(ひきふね図書館ティーンズルーム内) ・勝海舟コーナーの拡充(ひきふね) ・埋蔵文化財の展示コーナーの新設(ひきふね) ●ホームページ等を利用した情報発信 ①図書館ウェブサイトでのすみだゆかりの人物の紹介(18人) ②墨田区公式YouTubeでの「すみだの昔話」の朗読配信(2作品) ③児童、ティーンズ向けパスファインダーの発行(2種類) ●地域に関するレファレンスの実施 図書館利用者からの地域に関するレファレンス(問い合わせ)回答(51件)	■イベントや展示等の実施にあたり、地域の方や区内企業、博物館等と協力・連携しながら実施した。 ■郷土の歴史・文化の情報について、区立図書館内で図書の特集展示や図書館ホームページ等から情報発信を行った。	■地域に関する資料については、収集及び整理等を進めていく中で、職員の更なる専門知識等の向上に努めていく。 ■すみだ文化講座などのイベントを利用して、子どもから高齢者まで誰もが興味を持てるような郷土の歴史・文化の情報を発信していく。 ■博物館、区内企業等のパンフレットの展示コーナーを設ける。 ■学校図書館に、すみだの偉人の紹介などの郷土コーナーを設けて、関連図書の展示を行うなど、小・中学生と共に将来への励みになるような取組を行う。

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
40		文化財の調査・普及		地域教育支援課
	(1)	●区内に存する有形・無形文化財の調査、指定・登録、埋蔵文化財の発掘調査・記録・保存 ①文化財登録件数 149件(前年度148件) ②埋蔵文化財本発掘調査 11件(前年度14件)	■区内に存する歴史的・芸術的に価値の高い文化財を登録・指定することで、文化財の保護及び文化財管理者への支援を行うことができた。	■引き続き、区内の文化財の調査・記録・保存を行い、区民の貴重な財産として後世に伝えるべきものについては、指定・登録への取組を継続していく。
	(2)	●区民への歴史・文化の関心度を高めるため、史跡説明板の設置や史跡めぐり、文化財の特別見学会、展示、刊行物の作成等を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業を中止した。 ①史跡めぐり→中止 ②特別見学会→中止 ③史跡説明板 付替5基 ④すみだゆかりの展示 1回 ひきふね図書館で「墨田区内で発掘された埋蔵文化財を展示 ⑤体験講座「おとなの伝統工芸体験」→中止 ⑥刊行物「すみだの文化財」→1,000部発行 ⑦刊行物「墨田区文化財叢書第十集 隅田川神社の文化財－矢掛弓雄の世界Ⅱ－」→1,000部	■史跡説明板設置等の普及事業により、すみだの文化財、歴史・地誌を広く周知することができた。	■すみだ文化財マップを作成し、令和2年度に作成した「すみだの文化財」と合わせて、区内の文化財めぐりができるようにする。 ■寺社等が所蔵している文化財をデジタルデータ化して保存する事業を推進していくとともに、区内大学と連携してデジタルデータを活用した文化財の展示について調査・研究していく。 ■国際観光客の区内回遊に寄与できるものとして、史跡説明板の英語表記等、文化財を活用した取組を進める。 ■区ホームページや広報誌等を活用し、指定・登録文化財の紹介を積極的に行う。 ■調査を行った寺社等の文化財について、その内容を分かりやすい報告書としてまとめ、刊行する。 ■史跡めぐりや文化財パネル展示などを通して、多くの区民への地元の文化財や歴史の周知に努める。 ■史跡説明板一覧表や今年度作成予定の区内文化財紹介図書の送付など、学校への文化財に関する情報提供を積極的に行っていく。

(3) 教育の今日的課題

① 子どもの貧困対策の検討・実施

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
41		墨田区子どもの未来応援取組方針の策定		生活福祉課
	(1)	●令和元年度に改定された国の「子どもの貧困対策に関する大綱」における目標指標や重点施策を踏まえながら、平成29年度に策定した「墨田区子どもの未来応援取組方針」に基づき、「子どもの未来応援に関する施策」の関係各課が所管する対策事業を計画的に推進した。	■各所管で「墨田区子どもの未来応援取組方針」に基づき、「子どもの未来応援に関する施策」に掲げた対策事業(77事業)を実施した。 ■生活福祉課が事務局となり、各所管の進捗状況及び実績を取りまとめ、事業評価等を分析し、「子どもの貧困対策推進本部」にて報告及び協議を行った。	■引き続き、「子どもの未来応援取組方針」に基づき、各所管の事業の中で、子どもの貧困対策を検討し、計画的に進める。 また、「墨田区子どもの未来応援取組方針」に基づいた関連事業を第4次墨田区地域福祉計画の項目に盛り込む。

②「放課後子ども総合プラン」の推進

42		放課後子ども教室		地域教育支援課
	(1)	●放課後子ども教室を区立小学校20校(うち、いきいきスクール3校)で実施 実施校数:20校(うち4校は新型コロナウイルス感染症の影響で休止)(前年度20校) 延べ実施回数:636回(前年度1,424回) 延べ参加児童数:23,156人(前年度76,517人) 延べスタッフ数:4,042人(前年度8,935人)	■保護者や地域住民等で組織される運営委員会に事業を委託して実施し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所確保に寄与するとともに、学習や様々な体験交流を行った。 ■新型コロナウイルス感染症の影響で、前年度と比較すると、実施回数、参加児童数、スタッフ数のいずれも減少している。	■学校運営協議会等を活用して引き続き学校や地域に理解を求めるとともに、福祉部局とも連携し、外部委託等も含め運営方法を検討する。「新・放課後子どもプラン」で求められている「学童クラブ」と一体型の放課後子ども教室の新規開設や、学校間格差の解消を目指す。
43		学童クラブ		子育て政策課
	(1)	●令和2年4月における待機児童数が246名であったことから、令和3年4月に向けて新規開設2室(定員60人)を整備した。 また、既存学童クラブの受入枠を1室5人拡大した。	■学童クラブの定員を増やしたことにより、待機児童数に寄与したが、それ以上に申込数が増えたため、待機児童数の減少にはならなかった。	■女性の社会進出や働き方の多様性により、学童クラブを必要とする児童は今後も増える見込まれることから、引き続き学童クラブの増設を行うほか、放課後の居場所として放課後子ども教室との連携なども合わせて検討していく。

③「子ども・子育て支援新制度」の推進

44		「子ども・子育て支援新制度」の推進		子育て支援課
	(1)	●「墨田区子ども・子育て支援総合計画」(令和2年度～令和6年度)に沿って、幼児期における質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業等を総合的に推進した。また、墨田区子ども・子育て会議において、前計画「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」の事業実績及び総合評価を報告した。	■墨田区子ども・子育て会議において委員から様々な切り口による意見が出され、子どもを取り巻く実態や課題を把握することができた。	■「墨田区子ども・子育て支援総合計画」(令和2年度～令和6年度)に沿って、幼児期における質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業等を総合的に推進していく。また、墨田区子ども・子育て会議においてその進捗状況を確認・評価していく。

④ オリンピック・パラリンピック教育の推進

45		オリンピック・パラリンピックに向けた取組		指導室
	(1)	●各学校で全体計画及び年間指導計画を作成し、各教科について横断的な教育活動を実施 ●カリキュラムマネジメントの視点からの全体計画作成 ●「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」について重点的に育成 ●東京2020大会以降も、レガシーとして長く続くことを見据えた教育活動の展開 ●オリンピック・パラリンピック競技の観戦について、東京都教育委員会と調整及び計画の立案	■各学校において、指導計画に基づきオリンピック、アスリート招聘など特色ある取組を実施した。 ■アワード校や「夢・未来」プロジェクト校の実践を連絡会にて発表し、各学校の取組の参考とすることができた。 ■各学校で教育計画の中に位置付け、年間指導計画に基づき、カリキュラムマネジメントを通じて、各教科において横断的な教育活動を実施した。	■東京2020大会以降も、レガシーとして長く続くことを見据えた教育活動を展開していく。

⑤ 教育施設の整備

		令和2年度の事業の実施状況	成果	令和3年度以降の取組
46		総合教育センターの整備		指導室
	(1)	●「墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画」に基づく、「教育センター」の整備に係る基本設計の実施及び実施設計の検討	■当該計画に基づく教育センターの主な機能要件を整理し、基本設計に反映することができた。 ①教育相談機能 教育相談、適応指導教室(ステップ学級、サポート学級)、就学相談の運営 ②研修・研究機能 研修室、教科書展示、学力向上・ICT活用、特別支援等の研究事業 ■教育センターに関するアンケートを実施し、施設で必要とされる備品類などを把握することができた。	■教育センター整備、整備後の運営方法及び連携方法等について、事務局内に検討組織を設置し、検討を進めていく。
47		学校施設維持管理事業		庶務課
	(1)	●非構造部材の耐震化に係る外壁改修工事等の実施 ●排水管路の耐震化工事の実施	■区立学校施設の耐震機能を強化した。	■学校施設の環境向上に資する工事について、引き続き計画的に実施していく。
48		学校施設への環境配慮型設備等の導入		庶務課
	(1)	●整備された校庭の維持管理を実施	■子どもたちが自然教育を学ぶ場の創出に寄与した。	■小学校の校庭整備工事を実施する際には、校庭の一部を芝生化することについて検討していく。
49		学校ICT化推進事業		庶務課
	(1)	●区立全小中学校の普通教室、特別教室に電子黒板を設置し、教員用タブレット端末を配置 ●児童・生徒によるタブレット端末活用のモデル校(小学校1校、中学校1校)及び特別支援学級等モデル校の選定 ●エバンジェリスト(先導的ICT教員)の選定 ●ICT機器の操作や不具合等に係るマニュアル等の整備し、ポータルサイトに掲載 ●機器の操作研修のほか、管理職や主幹教諭向けICTマネジメント研修の実施 ●教員間・学校間のコミュニケーション促進・情報共有・共同作業を可能とするクラウドサービスの導入 ◆国のGIGAスクール構想に基づき、高速大容量ネットワークの構築と、児童・生徒1人1台タブレット端末の整備 ◆学校での児童・生徒用タブレットの活用促進と教員の負担軽減のため、GIGAスクールサポーターと支援員の配置	■授業中にICTを活用し指導できる教員の割合 墨田区 80.3% 文部科学省調査(令和2年3月現在) ■学習指導要領改訂に合わせ、タキソノミーテーブル(※1)による単元ごとに授業設計を行う技術について、エバンジェリスト(※2)を中心に教員が学ぶ機会を設けた。 ■問い合わせに素早く対応できるようになり、サポートの標準化、強化が可能となった。 ■学習指導要領におけるICT活用の考え方などを管理職等が学ぶ機会となった。 ■各教員のコミュニティーサイト等が立ち上がるなどクラウドサービスの活用が進んだ。 ■授業や学活での1人1台端末の活用が始まった。 ■卒業式のオンライン配信などICTによるコロナ対策を推進した。	■学校の体制や児童・生徒のリテラシーに合わせた段階的な活用推進を図る。 ■タブレットのメリットを最大限に引き出す授業モデルの構築 ■モデル校、エバンジェリスト等によるICTを活用した授業のノウハウを各学校に水平展開していく。 ■プログラミング教育について、教員向けの研修を実施する。

※1教育の目標を「記憶する」「理解する」「応用する」「分析する」「評価する」「創造する」といった学習者の認知の次元に応じて分類する表。学習過程を見える化する、評価を適切に実施する、より高次の学習過程へ発展させるといった活用が可能。

※2児童・生徒の学びを先進的で効果的なICT活用を通じて実践・周知普及する役割の教員のこと。墨田区学校ICT化推進事業実施要項に基づき、各小中学校で合計10名程度指定している。

墨田区教育施策大綱

(改定素案)

～ すみだの子どもたちの夢と希望の実現のために ～



ひと、つながる。
墨田区

墨田区教育施策大綱

1 墨田区教育施策大綱の位置づけ

- ・ 学校教育の分野に重点を置いた教育施策の基本方針
- ・ 対象期間は、令和4年度から令和7年度までの4か年

2 本区が目指す子どもの将来像

- (1) 将来、社会で活躍し、地域に貢献できる自立した人
 - ・ 感性豊かでいろいろなことに興味・関心をもって学び、実践できる人
 - ・ 自己肯定感を育みながら、まわりの人の立場や気持ちを思いやることができる人
 - ・ スポーツや遊びを通じて、健やかな体を育むことができる人
- (2) 郷土に誇りをもち、異文化とも敬意をもって積極的に交流できる国際感覚のある人

3 課題と施策の方向

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 区立学校にかかる課題と施策の方向 | (2) 家庭・地域にかかる課題と施策の方向 |
| ① 学力の向上 | ① 家庭・地域の教育力の向上 |
| ② グローバル化に対応した教育の推進 | ② 学校と地域との協働 |
| ③ 特別支援教育の充実 | ③ 郷土の文化・歴史に関する教育の推進 |
| ④ 地域社会における体験学習を通じた教育の推進 | (3) 教育の今日的課題 |
| ⑤ いじめの防止 | ① SDGsの取組 |
| ⑥ 学校不適應の解消 | ② 教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進(学校ICT化) |
| ⑦ 体力の向上 | ③ STEAM教育の推進 |
| | ④ 教育施設の整備 |
| | ⑤ 子どもの貧困対策の実施 |
| | ⑥ 「新・放課後子ども総合プラン」の推進 |
| | ⑦ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーの継承 |

1 墨田区教育施策大綱の位置づけ

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により、区長が墨田区総合教育会議における協議を経て策定した教育施策の基本方針であり、その対象期間は、「墨田区基本計画」の計画期間と同じく、令和4年度から令和7年度までの4か年とする。

また、本大綱は「墨田区基本計画」と同位にあるものであり、同基本計画と整合を図りつつ、教育行政の視点に基づき、学校教育の分野に重点を置いた「本区の目指す子どもの将来像」を設定し、それを実現するための「施策の方向」を示している。さらに、社会の変化や変革を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染状況やポストコロナ時代を見据えた基本方針とした。

2 本区が目指す子どもの将来像

「墨田区基本計画」では、夢と希望にあふれる、すみだらしい子どもを育成するため「安心して暮らせる『すみだ』をつくる」という基本目標の中で、「子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う」との政策を掲げ、それを実現するために「意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む」、「子どもの個性を活かし、健やかな心とからだを育てる」、「地域に開かれた魅力ある学校環境をつくる」及び「家庭の教育力向上と、地域で子どもを育てるしくみをつくる」といった4つの施策を定めている。

本大綱では、この基本目標に基づき、本区を目指すべき子どもの将来像を次のとおり設定した。

(1) 将来、社会で活躍し、地域に貢献できる自立した人

- ・ 感性豊かでいろいろなことに興味・関心をもって学び、実践できる人
- ・ 自己肯定感を育みながら、まわりの人の立場や気持ちを思いやることができる人
- ・ スポーツや遊びを通じて、健やかな体を育むことができる人

(2) 郷土に誇りをもち、異文化とも敬意をもって積極的に交流できる国際感覚のある人

3 課題と施策の方向

子どもの将来像を実現するために、教育の主体である区立学校及び家庭・地域がどうあるべきか、また、今日的な課題にどう対応すべきかといった観点から、次のとおり施策の方向性を策定する。

(1) 区立学校にかかる課題と施策の方向

【課題】

- ・ 「墨田区学力向上新3か年計画」の推進によって、全国学力・学習状況調査の結果は、全国平均値を上回る状況となったが、更なる学力向上を目指していく必要がある。
また、「教育心理検査」の結果によれば、本区の子どもの自己肯定感は、小学校では全国平均と同等の水準であるが、中学校は、全国平均より低い傾向にある。
- ・ 区立の小中学校及び幼稚園（以下「区立学校等」という。）における事務量は増加傾向にあり、教員が子どもの教育に専念できる時間をより多く確保する必要がある。
- ・ 東京スカイツリーや東京ミズマチなどの新しい観光スポットや、情緒ある江戸文化を伝える地域を世界に発信するためにも、国際感覚豊かな人材の育成が求められる。

- ・ 区立小中学校には、ネイティブティーチャーを配置しているが、会話による英語学習や、外国文化に触れる機会の一層の確保が必要である。
- ・ 区立学校等で障害のある子どもが増加傾向にあり、特別支援教育の充実が求められている。
- ・ 本区は「墨田区いじめ防止対策推進条例」及び「墨田区いじめ防止対策基本方針」等に基づき、いじめ防止等のための体制を整備している。引き続き、各学校での更なる組織的かつ実効性のある対応が必要である。
- ・ 区立小中学校の入学に際して、学校不適応（いわゆる「小1プロブレム」及び「中1ギャップ」）の事例が見られる。また本区は、不登校の発生率が東京都全体の発生率と比べ、比較的高い状況にあるため、不登校対策の充実が必要である。
- ・ 区立小学校では、体育の授業以外で運動する機会の一層の確保が必要である。また、区立中学校では、スポーツのクラブ活動で専門的な指導者の指導を受ける機会の確保などが必要である。

【施策の方向】

① 学力の向上

「墨田区学力向上新3か年計画」等に基づき、結果を出すための効果的な対策を実行していく。

その主な対策は次のとおり。

ア 自己肯定感及び学習意欲の醸成

家庭学習の充実等を通じて、子ども一人ひとりの個性に応じた学びを引き出し、資質能力を高め、自己肯定感及び学習意欲の醸成につなげていく。

また、それらの活動を通じて、児童・生徒が、将来に向けた夢や希望を育むよう支援する。

イ 教員の授業力・指導力の改善

子どもたちの確かな学力の定着を図るため、授業デザインの工夫、子どもの理解度の評価、教員の指導にかかる点検等、学習のPDCAサイクルについての標準パターンを確立し、各区立学校等を通じて教員に浸透させると同時に、各学校等における特色ある教育活動についても支援していく。

また、子どもが習得した学習内容を基に課題を見つけ、解決に向けて探究し、成果を表現するなど、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を推進することにより、子どもの能力の育成を図る。

さらには、こうした取組や教員のスキルアップを図るための拠点として、「教育センター」を整備する。

ウ 学校経営の活性化

区立学校等は、校長等のリーダーシップのもと、教育委員会の方針に基づき、各学校の特色ある教育活動の方針・計画を策定し、学校経営を行う。また、学校経営にかかる地域の参画を促すとともに、学校等と地域との協働を推進するほか、学校評価の制度に

についても更なる改善に努めていく。さらには、教員の働き方改革の一環として、在校時間の適切な把握と意識改革の推進、業務の見直し等を進め、教員の長時間労働の改善及び教育の質の維持・向上を図る。

エ 幼保小中一貫教育の推進

「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、幼稚園・保育園等から小学校への就学時及び小学校から中学校への進学時の円滑な接続を図るとともに、幼児期から義務教育終了までの11年間を通じた連続性のある教育を推進する。

また、区立中学校のブロックごとの交流や意見交換を通して、幼保小中の異校種間の円滑な連携を図りながら、教科連携の充実等を図る。

オ 非認知的能力の向上

意欲や探究心、粘り強さ、協働性等の「非認知的能力」(※1)を育む幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。また、将来、予測困難な時代を生き抜く子どもたちにとっても、幼児期からの「非認知的能力」の育成が求められている。

このため、幼児期には、豊かな環境の下で、幼児の主体的な遊びや生活での様々な体験を通して「非認知的能力」を育み、円滑に義務教育へつなぐ。義務教育段階では、各教科等の学習を通して、学びに向かう力の涵養や自己有用感の向上、道徳性の育成など引き続き「非認知的能力」を育む中で、知・徳・体の調和のとれた資質・能力の育成を図る。

② グローバル化に対応した教育の推進

東京スカイツリーのある国際観光都市として、グローバル化に対応できる人材を育成する。また、「国際観光都市すみだ」の実現のため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の経験を踏まえ、地域の観光を支える人材の更なる育成を目指す。

その主な対策は次のとおり。

ア 幼保小中を通じての英語活動・英語教育の推進

学校での英語活動、英語教育と連携する内容で、園児が英語に触れる機会を設定するほか、幼保小中を通じて英語活動、英語教育の円滑な連携を図っていく。また、グローバル化に対応した人材を育成するため、ネイティブティーチャーによる教育活動の拡充や、区立中学生を派遣してホームステイの体験をさせるなど、英語圏の外国都市との交流を行い、外国での生活や文化交流を通じた英語教育を実施する。

イ 国際理解教育の推進

本区の伝統文化・芸能や歴史上の偉人について学ぶ機会を充実し、郷土への誇りや愛着をもてるようにする。また、異文化に対しても関心をもって外国人と交流できる機会を拡充することで、異文化との相互理解を深める。

③ 特別支援教育の充実

子ども一人ひとりの多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばすという考え方に基づ

き、様々な状況の子どもたちが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら学べるよう、ICT機器を活用するなど、効果的できめ細やかな教育活動の充実を図る。

④ 地域社会における体験学習を通じた教育の推進

社会・地域で活躍する人々との交流やボランティア活動への参加等を通じて、子どもの社会性を育むため、社会活動や地域貢献の大切さを学ぶ機会の確保に取り組む。

⑤ いじめの防止

学校におけるいじめの未然防止として、様々な教育活動の機会をとらえて「やさしさ」や「おもしろい」の心を育み、**自他共に大切さを認め合う指導を行う**。また、いじめ防止について「墨田区いじめ防止対策推進条例」及び「墨田区いじめ防止対策基本方針」等に基づき、区立小中学校及び教育委員会をはじめ、全庁的にいじめ防止対策を推進するほか、家庭、地域住民、関係機関等が連携し一体となって取り組んでいく。

⑥ 学校不適應の解消

「小1プロブレム」及び「中1ギャップ」の問題については、校種間等の交流などを通じた幼保小中一貫教育を効果的に推進し、予防・解消を図っていく。また、不登校の問題については、**子どもが学校に行きたいと思う魅力的な学校づくりを進め、未然防止に取り組んでいく**。不登校の子どもに対しては、学校が本人や保護者に寄り添い、教育的な支援を継続するとともに、原因究明及び背景にある本人及び家庭の問題を把握し、必要に応じて福祉、保健等の関係部門と連携しながら解決を図る。

⑦ 体力の向上

区立小中学校等において、体育の授業改善をはじめ、日常的な遊びや運動を通じて体力の向上を図る。**生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成する**。

(2) 家庭・地域にかかる課題と施策の方向

【課題】

- ・ スマートフォン等の情報端末が普及し、同端末によるSNS、ゲーム等で子どもの生活リズムが乱れている事例が見られる。
- ・ 保護者が子どもと交流したり、養育したりするための時間が十分に確保できない事例など、家庭の教育力の低下がみられるほか、児童虐待や家庭内暴力の件数も増加傾向にある。
- ・ 地域団体による教育活動への参加については、各団体間で差があるとともに、学校施設の地域利用についても地域差が見られる。
- ・ 学校が作成した「安全指導年間指導計画」を基に、災害時に避難所となる区立小中学校と地域との災害対応の連携も必要である。
- ・ すみだの郷土史、歴史上の偉人、伝統文化等について学ぶ機会の一層の確保が必要である。

【施策の方向】

① 家庭・地域の教育力の向上

児童・生徒の保護者に対して、親子関係の大切さ、「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の実践による基本的な生活習慣の定着を推進し、生活規律やあいさつの習慣化を促していく。

また、スマートフォン等の情報端末によるSNS、ゲーム等の利用について、子ども自身はもちろん、PTAや青少年育成委員会等の地域団体、区立小中学校等との連携により、学校や家庭でのSNSルールの徹底を図るなど、生活リズムの乱れを防止し、家庭学習の習慣化を促していく。

さらに、児童虐待、家庭内暴力、**ヤングケアラー（※2）**等の課題については、区立学校等での早期発見・早期対応に向けて、家庭の事情に応じてスクールサポートセンター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談及び福祉保健部門や警察等との連携により、きめ細く対応していく。

② 学校と地域との協働

学校と地域団体との協働体制の強化を図り、地域における子どもの見守り活動や体験活動をはじめ、防災訓練等を契機とした地域との連携による防災教育の充実などにより、区立学校等、PTA及び地域防災組織等との交流を促進する。

また、区立学校等の施設については、学校運営との調整を図りつつ、地域住民が身近に利用できる仕組みをつくる。

③ 郷土の文化・歴史に関する教育の推進

本区の伝統文化、郷土史や葛飾北斎などの歴史上の偉人等について紹介する副教材を作成し、区立学校等の教育活動で活用するほか、学校支援ネットワーク、すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館等を活用して、郷土史、伝統文化等を学ぶ機会を拡充する。

(3) 教育の今日的課題について

【課題】

- ・ ICTの活用による「いつでも」、「だれでも」、「どこでも」学べる環境整備と、個別最適な学びの実現を通して、これからの時代を生きる子どもたちの可能性を最大限伸ばす教育が求められている。また、教職員が、より子どもたちに向き合う時間を確保するためにも、学校における働き方改革を、一層推進していく必要がある。
- ・ AI（人工知能）やIoT（モノ自体をインターネットにつなげ活用する技術）など急速な技術の進展によって、社会が激しく変化する、**Society5.0**時代を主体的に生きるとともに、**SDGs（※3）**等を踏まえた持続可能な社会づくりに貢献できる子どもたちの育成が重要である。
- ・ 共働きなど、多様な働き方をしている保護者が増加している中、国（文部科学省・厚生労働省）の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後に子どもが安全・安心な環境で遊びや学習等の活動ができる居場所の確保が必要とされており、学童クラブを含めた

全ての児童が、放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる一体型事業の実現に向け、教育委員会と児童・福祉等の部門間の具体的な連携が求められている。

【施策の方向】

① SDG s の取組

平成29年告示の学習指導要領においては、持続可能な社会の創り手の育成を目指した教育（ESD）が掲げられ、各教科等において関連する内容が盛り込まれている。よって、各学校においてSDG s の視点をより明確にした授業を行えるようにするための参考資料を作成し、日常の授業を通して児童・生徒のSDG s の目標達成への意識を高めていく。また、参考資料の中に、児童・生徒がSDG s の目標達成に向けた取組をより身近に感じられるとともにより深く学べるよう、墨田区の取組を紹介したリーフレットのURLや二次元コードを添付し、学習での活用を促していく。

また、区立図書館では、定期的に図書やパンフレット等を展示し、SDG s に関する図書を集約した書架を設置するほか、学校への団体貸出向けにSDG s に関する図書を整備し、普及啓発を図る。

② 教育におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進（学校ICT化）

デジタル技術を活用して何をどのように教えるのか、という観点から教育におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、教え方、学び方、働き方を改革していく。

また、国のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒に配布したタブレット端末を整備した環境を活かし、学ぶ習慣を身に付け、学びを深めることで学力向上を図るとともに、感染症発生時や災害時など、いかなる状況でも学びを保障する体制を確保するとともに、授業と家庭学習とが連動した学習過程を構築する。

さらには、大学等と連携し、ICTの活用を前提とした先進的なカリキュラムなど、より個別最適な学びを実現するための教育手法や、教員の業務プロセスへのAI・RPA（※4）の導入など、抜本的な業務改善について模索していく。

③ STEAM 教育の推進

STEAM教育（※5）を推進していくため、実生活、実社会における課題の解決に際して、各教科等で学んだことを活用しながら探究のプロセスを展開し、プログラミング教育や総合的な学習の時間における、教科等横断的な探究型の学習活動を通して、協働的に問題発見・解決する力を育成する。

④ 教育施設の整備

教員の人材育成、教育に関する調査・研究を通して教育力の向上を図るとともに、相談・支援機能の一元化や、他機関との連携を通じて総合的に課題解決を図ることを狙いとした「教育センター」を整備する。

また、区立学校等の改築・改修については、曳舟小学校のプール棟の改築や、地域再開発による児童数の増加に対応した改築工事を実施しており、「墨田区長寿命化計画」に基づく計画的な改築・改修を進めていく。

さらには、施設の改築に併せ、太陽光発電、校内緑化、雨水利用等の環境配慮型施設を導入して、SDGsの達成に向けた地球環境への配慮、環境負荷の低減を図るとともに、環境教育の場となるエコスクールを目指す。

⑤ 子どもの貧困対策の実施

福祉部門との連携により、貧困の連鎖を断ち切るため、区立学校等をプラットフォームとした区内外の関係機関や団体との協働体制のもと、就学援助等の貧困な状況にある家庭への支援はもとより、そうした家庭における子どもの育成・就学・自立に向け、子どもの自己肯定感や将来への希望を育んでいく。

⑥ 「新・放課後子ども総合プラン」の推進

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後に子どもが安全に、かつ、有意義に過ごせる居場所の確保については、教育の面から地域が主体的に実施している放課後子ども教室と、区の児童・福祉部門が実施している児童館・学童クラブ事業との協働により、展開・充実させていく。

⑦ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーの継承

大会後のレガシーを次世代に継承していくためにも、SDGsの達成への意識を高める工夫をし、共生社会、持続可能な社会の実現を目指す教育を推進する。

また、多様性を尊重し、共生社会の実現や、国際社会の平和と発展に貢献できる人材の育成に向け、オリンピック・パラリンピック教育で育んできたフェアプレー精神やボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての誇り、国際感覚、人権感覚などを基に、各学校の特色を生かした教育活動を継続する。

用語解説

※1 「非認知的能力」

テストなどで数値化することが難しい内面的なスキルを指し、目標を達成しようとする意欲や探究心、粘り強さ、自制心、協同性や社交性などのこと。

※2 「ヤングケアラー」

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

※3 「SDGs」

2015年の国連サミットで採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的な目標

※4 「RPA (Robotic Process Automation)」

仕事のプロセスを自動化して、人間が行う作業をシステムに置き換えること。

※5 「STEAM教育」

Science (サイエンス/科学)、Technology (テクノロジー/技術)、Engineering (エンジニアリング/工学)、Art (アート/芸術)、Mathematics (マスマティクス/数学)といった、様々な分野において、教科等横断的な探究型の学習活動を通して問題解決する力を育てる教育のこと。

墨田区教育施策大綱

令和4年 月

●発行 墨田区企画経営室政策担当
〒130-8640
東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
(03) 5608-1111 代表
<http://www.city.sumida.lg.jp>

墨田区教育施策大綱

～ すみだの子どもたちの夢と希望の実現のために ～

墨田区教育施策大綱

大綱の位置づけ

- ・ 学校教育の分野に重点を置いた教育施策の基本方針
- ・ 対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年

目指す子どもの将来像

- (1) 将来、社会で活躍し、地域に貢献できる自立した人
 - ア 感性豊かでいろいろなことに興味・関心をもって学び、実践できる人
 - イ 自己肯定感を育みながら、まわりの人の立場や気持ちを思いやることができる人
 - ウ スポーツや遊びを通じて健やかな体を育むことができる人
- (2) 郷土に誇りをもち、異文化とも敬意をもって積極的に交流できる国際感覚のある人

施策の方向（見出し）

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 区立学校にかかる施策 | (2) 家庭・地域にかかる施策 |
| ① 学力の向上 | ① 家庭・地域の教育力の向上 |
| ② グローバル化に対応した教育の推進 | ② 学校と地域との協働 |
| ③ 特別支援教育の充実 | ③ 郷土の文化・歴史に関する教育の推進 |
| ④ 体験学習を通じた教育の推進 | |
| ⑤ いじめの防止 | (3) 教育の今日的課題 |
| ⑥ 学校不適應の解消 | ① 子どもの貧困対策の検討・実施 |
| ⑦ 体力の向上 | ② 「放課後子ども総合プラン」の推進 |
| | ③ 「子ども・子育て支援新制度」の推進 |
| | ④ オリンピック・パラリンピック教育の推進 |
| | ⑤ 教育施設の整備 |

1 墨田区教育施策大綱の位置づけ

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、区長が墨田区総合教育会議における協議を経て策定した教育施策の基本方針であり、その対象期間は、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック等を視野に入れ、墨田区新基本計画の前期計画期間と同じく平成28年度から平成32年度までの5か年とする。

また、本大綱は墨田区基本計画と同位にあるものであり、同基本計画と方針の整合を図りつつ、教育行政の視点に基づき、学校教育の分野に重点を置いて「本区の目指す子どもの将来像」を設定し、それを実現するための「施策の方向性」を示す構成とした。

2 本区が目指す子どもの将来像

墨田区基本計画では、夢と希望にあふれるすみだらしい子どもを育成するため、「安心して暮らせる『すみだ』をつくる」という基本目標の中で「子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う」との政策を掲げ、それを実現するために「意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む」、「子どもの個性を活かし、健やかな心とからだを育てる」、「地域に開かれた魅力ある学校環境をつくる」及び「家庭の教育力向上と、地域で子どもを育てるしくみをつくる」といった4つの施策を定めている。

本大綱では、この基本計画の理念に基づき、本区が目指すべき子どもの将来像を次のとおり設定する。

(1) 将来、社会で活躍し、地域に貢献できる自立した人

ア 感性豊かでいろいろなことに興味・関心をもって学び、実践できる人

イ 自己肯定感を育みながら、まわりの人の立場や気持ちを思いやることができる人

ウ スポーツや遊びを通じて健やかな体を育むことができる人

(2) 郷土に誇りをもち、異文化とも敬意をもって積極的に交流できる国際感覚のある人

3 課題と施策の方向

子どもの将来像を実現するために、教育の主体である区立学校及び家庭・地域がどうあるべきか、また、今日的な課題にどう対応すべきかといった観点から、次のとおり施策の方向性を策定する。

(1) 区立学校にかかる課題と施策の方向

【課題】

- ・ 「学力向上3か年計画」に基づく対策は実施しているものの、区立小中学校の全国学力テストの結果は、全体的に全国の平均を下回る状況が続いている。
- ・ 26年度のOECDの調査によれば、日本の子どもの自己肯定感は加盟国の中で低く、日本の教員の自己肯定感も同様に低い状況にある。

また、区立の小中学校及び幼稚園（以下「区立学校等」という。）における事務量は増加傾向にあり、教員が子どもの教育に専念できる時間をより多く確保する必要がある。

- ・ 東京スカイツリー効果で外国人観光客が増加したほか、2020年には東京オリンピッ

ク・パラリンピックの開催が予定されており、今後さらに多くの外国人訪問客への対応が求められる。

- ・ 各区立小中学校にはネイティブティーチャーを配置しているものの、会話による英語学習や外国文化に触れる機会の一層の確保が必要である。
- ・ 本区においても、区立学校等で障害のある子どもが増加傾向にあり、特別支援教育の充実が求められている。
- ・ 本区はいじめ防止対策推進条例の策定など、区としてのいじめ防止等のための体制を整備したが、今後は各学校でのさらなる実効性のある対応が必要である。
- ・ 区立小中学校の入学に際して、学校不適応（いわゆる「小1プロブレム」及び「中1ギャップ」）の事例が見られる。また、本区は、不登校の発生率が比較的高い状況にある。
- ・ 区立小学校においては、体育の授業以外で運動する機会が少なく、区立中学校ではスポーツのクラブ活動で専門的な指導者の指導を受ける機会の確保などが必要である。

【施策の方向】

① 学力の向上

「学力向上3か年計画」を検証し、新たに策定する3か年計画を踏まえ、結果を出すための効果的な対策を実行していく。

その主な対策は次のとおり。

ア 自己肯定感及び学習意欲の醸成

子どもが自分を好きになり、自ら進んで学習できるような意欲の醸成を図るため、この分野の研究に取り組んでいる大学機関との連携に基づく効果的な対策を実施するほか、キャリア教育を充実させることにより、将来に向けた夢や希望を育む。

イ 教員の授業力・指導力の改善

子どもたちの確かな学力の定着を図るため、授業デザインの工夫、子どもの理解度の評価、教員の指導にかかる点検等といった学習のPDCAサイクルについての標準パターンを確立し、各区立学校等を通じて教員に浸透させると同時に、各学校等における特色ある教育活動についても伸ばしていくための支援をしていく。

また、子どもが習得した学習内容をもとに課題を見つけ、解決に向けて探究し、成果を表現するなど、主体的に学ぶ「アクティブラーニング」を採り入れた授業等を推進することにより、子どもの能力の育成を図る。

さらには、こうした取組や教員のスキルアップを図るための拠点として、「総合教育センター」を新たに設置する。

ウ 学校ICT化の推進

全ての区立小中学校の全教室に電子黒板等を配備するほか、教員1人に1台の情報端末機器を配付し、「いつでも」、「だれでも」、「どこでも」ICT機器を教育活動に活用できる環境を整備する。併せて、教員のICT機器の活用能力向上と子どもの学力向上を図るための効果的で効率的な教材等を開発し、教員に配信することにより、授業改善の促進を図る。

また、大学、企業等との協定を締結し連携することにより、教育活動へのＩＣＴ機器の効果的な活用方策や情報端末を子どもが直接活用する方策についても構築していく。

エ 学校経営の活性化

区立学校等は、校長等のリーダーシップのもと、教育委員会の方針に基づき、各学校の特色ある方針・計画を策定し、経営していく。また、学校経営にかかる地域の参画を促すとともに学校等と地域との協働を推進するほか、学校評価の制度についてもさらなる改善に向けた工夫をする。さらに学校等にかかる事務については、教員等の負担を軽減するため、効率化に向けた見直しを行うほか、区の学校支援の充実を図る。

オ 幼保小中一貫教育の推進

区立中学校のブロックごとに幼保小中が連携した教育について、教科連携など、さらなる充実を図りつつ、特色ある教育活動を推進する。また、校種間等のつながりを円滑にする仕組みをつくるとともに、施設を越えて子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かい教育を継続していく。

② グローバル化に対応した教育の推進

東京スカイツリーのある国際観光都市として、また、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催地としての「おもてなし」ができる人材を育成する。

その主な対策は次のとおり。

ア 幼保小中を通じての英語活動・英語教育の推進

幼児期から英語に慣れ親しむ教育活動を行い、区立の小学校及び中学校へと段階的かつ円滑な英語力の向上を図る。また、グローバル化に対応した人材を育成するため、ネイティブティーチャーによる教育活動の拡充や英語圏の外国都市との交流を行い、区立中学生を派遣してホームステイの体験をさせるなど、外国での生活や文化交流を通じた英語教育を実施する。

イ 国際理解教育の推進

本区の伝統文化・芸能や歴史上の偉人について学ぶ機会を充実し、郷土への誇りや愛着がもてるようにするとともに、異文化に対しても関心をもって外国人と交流できる機会を拡充することで、異文化との相互理解を深める。

③ 特別支援教育の充実

子ども一人ひとりの多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばすという考え方に基づき、全ての区立学校への特別支援教室の設置を進めるとともに、ＩＣＴ機器を活用するなど、効果的できめ細やかな教育活動の充実を図る。

④ 体験学習を通じた地域社会による教育の推進

社会で活躍している地域の人々との交流や様々なボランティア活動への参加等を通じて、子どもの社会性を育むため、社会での活躍や地域貢献の大切さを学ぶ機会の確保に取り組む。

⑤ いじめの防止

いじめについては、様々な教育の機会をとらえて「やさしさ」や「おもいやり」の心を

育む。また、「墨田区いじめ防止対策推進条例」等に基づき、区立小中学校及び教育委員会をはじめ、全庁的にいじめの防止等の対策を推進するほか、家庭、地域、関係機関等とも連携しながら区を挙げて取り組んでいく。

⑥ 学校不適応の解消

「小1プロブレム」及び「中1ギャップ」の問題については、校種間等の交流などを通じた幼保小中一貫教育の効果的な推進により予防・解消を図っていく。また、不登校については、各区立小中学校において対象の児童生徒や保護者に寄り添いながら教育的な支援を継続するとともに、原因の究明及び背景にある児童生徒・家庭の問題を把握し、その状況に応じて福祉、保健等の関係部門との連携による解決を図っていく。

⑦ 体力の向上

区立小中学校等において、体育の授業改善をはじめ、日常的な遊びや運動を通じて体力の向上を図る。

また、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運を醸成し、区立中学校のスポーツクラブや地域のスポーツクラブ等の活動を支援していくほか、旧鐘淵中学校の跡地を活用して「(仮称) 総合運動場」を整備し、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた区民参加型のスポーツイベントを開催する。

(2) 家庭・地域にかかる課題と施策の方向

【課題】

- ・ スマートフォン等の情報端末が普及し、同端末によるSNS、ゲーム等で子どもの生活リズムが乱れている事例が見られる。
- ・ 保護者が子どもと交流し、養育するための時間が十分に確保できない事例など、家庭の教育力の低下がみられるほか、児童虐待や家庭内暴力の件数も増加傾向にある。
- ・ 地域による教育活動への参加については、学校等の間で差がある。また、学校施設の地域利用についても、同様に制約がある状況である。そのほか災害時に避難所となる区立小中学校と地域との災害対応の連携も必要である。
- ・ すみだの郷土史、歴史上の偉人、伝統文化等について学ぶ機会の一層の確保が必要である。

【施策の方向】

① 家庭・地域の教育力の向上

各家庭には「早寝・早起き・朝ごはん」といった生活規律やあいさつの習慣づけを促していく。

また、スマートフォン等の情報端末によるSNS、ゲーム等の利用について、子ども自身はもちろん、PTA、地域、区立小中学校等との連携により、本区独自の利用のルール化を図るなど、生活リズムの乱れを防止し、家庭学習の習慣化を促していく。

さらに、児童虐待、家庭内暴力等については、区立学校等での早期発見・早期対応はもちろん、家庭の個別事情に応じてスクールサポートセンター、スクールカウンセラー、ス

クールソーシャルワーカー等による相談事業の活用及び福祉保健部門や警察等との連携により、きめ細やかな対応をしていく。

② 学校と地域との協働

学校と地域との協働体制の強化を図るほか、地域における子どもの見守り活動や体験活動をはじめ、防災訓練等を契機とした地域との連携による防災教育の充実などにより、区立学校等、PTA及び地域との交流を促進する。

また、区立学校等の施設については、学校運営との調整を図りつつ、地域住民が身近に利用できる仕組みをつくる。

③ 郷土の文化・歴史に関する教育の推進

本区の伝統文化、郷土史や葛飾北斎などの歴史上の偉人等について紹介する副教材を作成し、区立学校等の教育活動に活用するほか、学校支援ネットワーク、郷土文化資料館や北斎美術館等を活用して郷土史、伝統文化等を学ぶ機会を拡充する。

(3) 教育の今日的課題について

【課題】

- ・ 26年度のOECDの調査によれば、日本は加盟国の中で、子どもの貧困率が高く、家庭の貧困による子どもへの貧困の連鎖が社会問題となっている。
- ・ 共働きなど、多様な働き方をしている保護者が増加している中、国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後に子どもが安全・安心な環境で遊びや学習等の活動ができる居場所の確保が必要とされており、教育と児童福祉等の部門間の具体的な連携が求められている。
- ・ 「子ども・子育て支援新制度」に基づく区立の幼稚園及び保育園や今後設置が予定される認定こども園等のそれぞれのあり方等が問われている。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックが2020年に開催される予定であるが、これに向けた教育分野における気運の醸成が必要である。

【施策の方向】

① 子どもの貧困対策の検討・実施

子どもの貧困については、福祉部門との連携により、貧困の連鎖を断ち切るため、区立学校等をプラットフォームとした区内外の関係機関や団体との協働体制を整備し、貧困な状況にある家庭への支援はもちろん、そうした家庭における子どもの育成・就学・自立に向けた支援策を総合的に行うことにより、子どもの自己肯定感や将来への希望を育んでいく。

② 「放課後子ども総合プラン」の推進

放課後に子どもが安全に、かつ、有意義に過ごせる居場所の確保について、教育の面から地域が主体的に実施している放課後子ども教室と、区の児童福祉部門が実施している児童館・学童クラブ事業との協働による本区独自の「放課後子ども総合プラン」を展開・充実していく。

③ 「子ども・子育て支援新制度」の推進

区立の幼稚園及び保育園や今後設置が予定される認定こども園等については、それぞれの施設の意義や幼児教育の今後のあり方を踏まえ、保護者ニーズに対応したサービスの提供をしていく。

④ オリンピック・パラリンピック教育の推進

2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運を醸成し、区民のスポーツ活動の推進を図るとともに、子どもの体力向上や「おもてなし」の心を育むようオリンピック・パラリンピック教育を推進する。

また、旧鐘淵中学校の跡地を活用して、「(仮称) 総合運動場」を整備し、学校等や地域のスポーツ活動等を支援していくほか、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた区民参加型のスポーツイベントを開催する。

⑤ 教育施設の整備

区立学校等の施設整備及び大規模改修については、公共施設マネジメントの方針に基づいて、長期の計画を策定し、財政負担の平準化を図りながら、改築や予防的修繕による長寿命化を図っていく。

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運を醸成し、子どもの体力向上や区民のスポーツ活動の推進を図るため、旧鐘淵中学校の跡地を活用して「(仮称) 総合運動場」を整備する。

さらに、教育に関する様々な相談窓口を一元化し、授業改善に向けた教員の研修の充実を図るため「総合教育センター」を新たに整備する。

墨田区教育施策大綱

平成28年6月

●発行 墨田区企画経営室政策担当
〒130-8640
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
(03) 5608-1111 代表
<http://www.city.sumida.lg.jp/>